

平成 1 2 年 定 例 第 2 回

新 得 町 議 会 会 議 録

開 会 平成 1 2 年 6 月 9 日

閉 会 平成 1 2 年 6 月 2 1 日

新 得 町 議 会

第 1 日

平成12年第2回新得町議会定例会（第1号）

平成12年6月9日（金曜日）午前10時開会

○議 事 日 程

日程番号	議 件 番 号	議 件 名 等
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
		諸般の報告（第1号）
		町長行政報告
3	報告第5号	専決処分の承認について
4	報告第6号	専決処分の承認について
5	報告第7号	専決処分の承認について
6	報告第8号	平成11年度新得町繰越明許費繰越計算書の報告について
7	議案第42号	固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
8	議案第43号	新得町低開発地域工業開発促進のための固定資産税の免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について
9	議案第44号	工場誘致条例の一部を改正する条例の制定について
10	議案第45号	十勝圏複合事務組合理約の変更について
11	議案第46号	物品購入契約の締結について
12	議案第47号	工事請負契約の締結について
13	議案第48号	平成12年度新得町一般会計補正予算
14	議案第49号	平成12年度新得町老人保健特別会計補正予算

会議に付した事件

会議録署名議員の指名

会期の決定

諸般の報告（第1号）

町長行政報告

報告第5号 専決処分の承認について

報告第6号 専決処分の承認について

報告第7号 専決処分の承認について

報告第8号 平成11年度新得町繰越明許費繰越計算書の報告について

議案第42号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

議案第43号 新得町低開発地域工業開発促進のための固定資産税の免除に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

議案第44号 工場誘致条例の一部を改正する条例の制定について

議案第45号 十勝圏複合事務組合理約の変更について

議案第46号 物品購入契約の締結について

議案第47号 工事請負契約の締結について

議案第48号 平成12年度新得町一般会計補正予算

議案第49号 平成12年度新得町老人保健特別会計補正予算

○出席議員（18人）

1番	川見久雄	議員	2番	藤井友幸	議員
3番	吉川幸一	議員	4番	千葉正博	議員
5番	宗像一	議員	6番	松本諫男	議員
7番	菊地康雄	議員	8番	斎藤芳幸	議員
9番	廣山麗子	議員	10番	金澤学	議員
11番	石本洋	議員	12番	古川盛	議員
13番	松尾為男	議員	14番	渡邊雅文	議員
15番	黒澤誠	議員	16番	高橋欽造	議員
17番	武田武孝	議員	18番	湯浅亮	議員

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のため出席した者は、次のとおりである。

町	長	齊	藤	敏	雄
教	員	高	久	教	雄
育	長	吉	岡		正
委	員				
員					
会					
委					
員					
監					
査					
委					
員					

○町長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

助				役	鈴	木	政	輝
収		入		役	清	水	輝	男
総	務		課	長	畑	中	栄	和
企	画	調	整	課	長		尾	正
税		務		課	長	秋	山	秀
住	民	生	活	課	長	高	橋	昭
保	健	福	祉	課	長	浜	田	正
建		設		課	長	村	中	隆
農		林		課	長	齊	藤	正
水		道		課	長	常	松	敏
商	工	観	光	課	長	西		浦
児	童	保	育	課	長	富	田	秋
老	人	ホ	一	ム	所	長	尾	直
屈		足	支		所	長	田	中
庶		務		係	長	武	田	芳
財		政		係	長	佐	藤	博

○教育委員会委員長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

教		育		長	阿	部	靖	博
学	校	教	育	課	長	加	藤	健
社	会	教	育	課	長	高	橋	末

○農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

事	務	局	長	小	森	俊	雄
---	---	---	---	---	---	---	---

○職務のため出席した議会事務局職員

事	務	局	長	佐	々	木	裕	二
書			記	桑	野	恒	雄	

開会の宣告

湯浅亮議長 本日の欠席届出議員はございません。全員の出席でございます。

ただいまから、本日をもって招集されました、平成12年定例第2回の新得町議会を開会いたします。

(宣告 10時03分)

開議の宣告

湯浅亮議長 ただちに会議を開きます。

議長において作成いたしました本日の議事日程は、別紙お手もとに配付いたしましたとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

湯浅亮議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により議長において、4番、千葉正博議員、5番、宗像一議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

湯浅亮議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

今期定例会の会期については、議会運営委員会に協議をお願いしておりますので、その結果を委員長から報告願います。議会運営委員長、石本議員。

[石本洋議会運営委員長 登壇]

石本洋議会運営委員長 議長の指名により、議会運営委員会における協議の結果について、ご報告申し上げます。

本日招集になりました、第2回定例町議会の会期につきましては、去る6月2日午後1時30分から、議員控室において議会運営委員会を開催し、提出されます議案などを勘案し協議を行いました。

その結果、会期は本日から6月21日までの13日間とし、その間の会議等については、別紙会議予定表のとおりであります。

以上、よろしくお諮りくださいますようお願いを申し上げまして、報告を終わります。

[石本洋議会運営委員長 降壇]

湯浅亮議長 お諮りいたします。

ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、今期定例会の会期は、本日から6月21日までの13日間といたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

湯浅亮議長 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から6月21日までの13日間と決しました。

諸般の報告（第1号）

湯浅亮議長 諸般の報告は、朗読を省略します。

別紙お手もとに配付したとおりでありますので、ご了承願います。

行政報告

湯浅亮議長 次に、町長から行政報告の申し出がありますのでこれを許します。斉藤町長。

[斉藤敏雄町長 登壇]

斉藤敏雄町長 4月14日、臨時第2回町議会以後の行政報告を行います。

同じ14日ではありますが、懸案事項の要請ということでありまして、帯広保健所新得支所の存続要請のために、新得支所が管轄いたします、清水・新得・鹿追の3町の町長並びに議長によりまして、帯広保健所長並びに十勝支庁長ほかに要請をいたしております。

4月17日には、レディースファームスクールの修了生が、農業後継者と結婚をされまして祝賀会がございました。これで、農業後継者は2組目であります。

4月18日には、帯広保健所新得支所の存続につきまして、北海道の保健福祉部長ほか関係者に対しまして、新得・清水・鹿追の町長並びに議長によりまして要請をいたしております。保健所支所の再編合理化につきましては、平成13年度を目途に道のほうでその検討がなされておりますので、今後とも引き続き状況推移をみながら、要請をしていきたいと考えております。

また4月20日であります。本町の乳牛検定組合が20周年を迎えて、その祝賀会と併せて、本町の生乳の出荷量が3万トンを超えたということで、併せての祝賀会がございました。生乳の出荷量につきましては、平成7年には2万1千トンでありましたが、これが平成11年にはですね3万1千トンと、4年間で150パーセントの伸び率を示しております、これは全道のトップクラスでありまして、酪農家の皆様がたのご努力に敬意を表するしだいあります。

また4月24日には、助役が企業の動向調査ということで、香川県に出張をいたしております。

4ページであります。5月1日には消防職員の欠員等の補充を行いまして、この際、救急救命士の有資格者2名の発令を行ったところであります。

同じ5月1日には、ランニングコース造成工事、以下6件の工事入札を行いまして、それぞれ落札をいたしております。

5月10日には、北海道横断自動車道中央地区建設促進期成会の総会と、併せてその陳情を行いまして、助役が出席をいたしております。

6ページにまいりまして、5月11日に十勝管内で牛の口蹄疫が発見されたということを受けまして、本町における口蹄疫予防対策会議を開催をいたしまして、早速その日から巡回指導をいたしております。内容的には畜舎の防疫の徹底、あるいは薬剤のあっせんや配付と、併せて家畜の移動禁止の指導をいたしております。

5月13日には、新得町開拓100年記念植樹ということでありまして、これは東京

ふるさと新得会から多額のご寄附をいただいております、この日は東京会の箕浦会長以下4名のかたがたが本町においでをいただきまして、町民と一緒にツツジ、桜の苗木約100本を植栽をいたしました。

5月18日には、主要道道夕張新得線建設促進期成会の総会を札幌で開催をいたしました。総会の後、期成会に加盟いたします市町村長、並びに議長と一緒に関係方面への陳情を行ったところであります。

また5月18日、同じ日ではありますが、さわやか団地の第2次分譲地につきまして、その補助金の財源対策の要望を行ってまいりました。この後、6月1日に国土庁から定住促進の補助金の内示が出ておりまして、約3,300万円であります。原則的には1町村でこの団地分譲をする場合は、1回しか補助金の対象にならないわけではありますが、当団地につきましては特例として、2年連続して補助金の内示を受けまして、この20日ごろに交付決定の見込みであります。交付決定を受けて、早急に団地の造成に取りかかりたいと考えております。

また同じ日ではありますが、新規就農認定委員会を開きまして、助役をキャップといたしまして、この委員会を構成しているわけですが、3名の認定をいたしました。酪農経営で既に1名の新規就農がなされておりますし、しいたけ経営ではしいたけ生産団地の整備後、2名の新規就農が予定されておりまして、都合合わせて3名の認定を行ったところであります。

また同じ日ではありますが、屈足2号幹線雨水管新設工事、以下3件の工事入札を行いまして、それぞれ落札をいたしております。

8ページにまいります。5月24日であります。さきの口蹄疫の問題を受けまして、管内の公共牧場ではそれぞれ乳牛の公共牧場等への入牧を延期しておりますが、本町におきましては予定どおり町内牛に限って、この日に入牧を開始をいたしました。

しかし町外牛については、当面入牧延期ということではありますが、現在は全面受け入れを実施いたしております。

5月25日には、全道身体障害者スポーツ大会の開催地としての依頼のために、道の保健福祉課長が来庁されました。これは、平成13年の7月に全道の身体障害者スポーツ大会を十勝管内で開催をすると、その際に管内10の市町村で分散開催となりまして、そのうち本町ではフロアーバレーの受け入れをお願いしたいというご依頼を受けております。本町といたしましては、これを積極的に受け入れしていきたいと考えております。

9ページにまいりまして、5月26日には公正入札調査委員会を開催をいたしました。これは道の農業土木談合問題で、公正取引委員会から排除勧告を受けた業者に対しまして、北海道が指名停止の処分を行いました。本町におきましてもこれに準じまして、記載のとおり本町での指名業者である8社に対して、1.5か月の指名停止を行ったところであります。

10ページにまいります。5月31日には公営住宅新築建築工事その1、以下13件の工事入札を行いまして、それぞれ落札をみております。

また、行政報告にちょっと記載もれをいたしましたが、5月30日の日であります。この日は非常に強風でありまして、その際に役場の独身寮の寮生が所有いたします車庫が、その強風で倒壊をいたしました。たまたま、道路を散歩しておりました近所の菅原まつえさんが、足を打撲をいたしまして現在町内の病院に入院中であります。

被害者につきましては、寮生の所有物であることから、寮生と町で今後対応していき

たいと考えております。

12ページにまいりまして、6月1日にはクラブメッドサホロの夏シーズンがオープンをいたしました。10月21日までの間、夏の村が開設されます。

また、同じ6月1日であります。株式会社西洋環境開発から石崎常務ほか2名が来庁されまして、最近の西洋環境の会社の現況につきましての説明がございました。これは、さきに新聞で7月末に西洋環境開発株式会社が清算されるとの報道があったわけですが、会社といたしましては現在銀行筋と、会社の今後について継続協議中でありまして、現段階ではそうした報道にあった方法、あるいは時期について、話は全く詰まっていないと。会社側の説明によりますと、新聞の憶測記事で西洋側が発表したものではないとの報告をいただいております。

しかし、いずれかの時期には一定の結論が出されることになるわけですが、サホロリゾート狩勝高原開発の扱いにつきましては、従来の方針どおり将来に向かって運営が継続されることを前提に、譲渡先を検討しているとのことでもあります。

このため、現在その引き受け手が継続運営に魅力を感じられるような、必要な条件整備に努めているとのことでもあります。今後、進めていくにあたりましては、町に経緯を説明しながら、また協力もいただきながら進めていきたいとのことでもあります。

そこで必要な条件整備の一環といたしまして、一つ目は現在サホロリゾートがゴルフ場関連用地として、町から借り受け使用している土地、約1.5ヘクタールでありますけれども、この土地と西洋環境開発が所有いたしております、20ヘクタールの隣地と等価交換をさせていただきたいというのが1点であります。

それからもう1点は、これも西洋環境開発が所有いたしております、75ヘクタールの遊休地を町で購入をしていただきたいと、この2点であります。

ただいま申し上げました2点の土地につきましては、いずれもが町有地と地続きでありまして、今後林地として利用していくことができることと、併せて西洋環境開発側から提示されております譲渡額が低額でありますので、この際交換、買収の方向で検討したいと考えております。

この点につきましては、後ほど細部についてご協議をさせていただきたいと考えております。

それから6月4日であります。ヌプントムラウシの林道で雨による土砂崩壊がございまして、当日はヌプントムラウシ温泉に行っている16名のかたがたが通行できなくなったということで、営林署並びに新得警察署のほうで緊急に応急対策をいたしまして、現地に来られておられたかたがたについては、無事救出がなされたところであります。

私どものほうといたしましても、ヌプントムラウシ温泉は隠れた秘境でありまして、多くのかたがたにご利用いただいておりますので、今後早急な林道の全面復旧につきまして、営林署にお願いをいたしているところであります。

また6月7日には、幼稚園の文部省会計検査が入りまして受検をいたしました。

最後に6月8日であります。十勝管内で発生いたしました口蹄疫が8日の24時と申しまししょうか、9日の午前0時に終息宣言がなされたところでありまして、畜産農家のかたがたも、これによって一様にあんどしているのが現況であります。以上であります。

[斉藤敏雄町長 降壇]

日程第3 報告第5号 専決処分の承認について

湯浅亮議長 日程第3、報告第5号、専決処分の承認についてを議題といたします。
提案者から提案理由の説明を求めます。鈴木助役。

[鈴木政輝助役 登壇]

鈴木政輝助役 報告第5号、専決処分の承認についてご説明を申し上げます。

次ページをお開き願います。専決処分書、平成11年度新得町一般会計補正予算、専決第1号について、地方自治法第179条、第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をするものであります。

次のページを御覧いただきたいと思えます。平成11年度新得町一般会計補正予算、専決第1号について、この補正予算は、第1条で歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億1,957万7千円を追加し、予算の総額を85億8,867万7千円とするものでございます。

第2条、地方債の変更は第2表、地方債補正によるものでございます。

7ページ歳出をお開き願います。2款、総務費では今回の補正に伴う財源調整のため、北海道市町村備荒資金組合に任意納付金の増額及び減債基金への積立金を計上しております。

3款、民生費では国民健康保険事業及び老人保健における医療費等の確定に伴い、各会計の繰出金をそれぞれ補正をしております。

6款、農林水産業費では、地方債の変更に伴う財源移動の補正でございます。

5ページに戻りまして、歳入を御覧いただきたいと思えます。

2款、地方譲与税から、6ページの9款、地方交付税につきましては、11年度の交付額の確定に伴いまして、それぞれ補正をし、20款の町債につきましては、繰越明許費の財源調整に伴う補正でございます。

3ページに戻りまして、第2表の地方債補正では、一般公共事業債の限度額を変更するものでございます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議をお願いいたします。

[鈴木政輝助役 降壇]

湯浅亮議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

湯浅亮議長 これをもって、質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

湯浅亮議長 討論はないようですので、これから報告第5号を採決いたします。

本案はこれを承認することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

湯浅亮議長 挙手全員であります。

よって、本件はこれを承認することに決しました。

日程第4 報告第6号 専決処分の承認について

湯浅亮議長 日程第4、報告第6号、専決処分の承認についてを議題といたします。
提案者から提案理由の説明を求めます。鈴木助役。

[鈴木政輝助役 登壇]

鈴木政輝助役 報告第6号、専決処分の承認について、ご説明を申し上げます。

次ページをお開き願います。専決処分書、平成11年度新得町国民健康保険事業特別会計補正予算、専決第1号について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分するものでございます。

次のページを御覧いただきたいと思えます。平成11年度新得町国民健康保険事業特別会計補正予算、専決第1号について、この補正予算は、第1条で歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,277万3千円を減額し、予算の総額を6億609万4千円とするものでございます。

6ページ、歳出をお開き願います。6ページから7ページにかけての2款、保険給付費では、医療費の実績による補正と、財源の移動をそれぞれ行っております。

7ページ、5款、保健事業費では、財源移動に伴う補正でございます。

4ページに戻りまして、歳入を御覧いただきたいと思えます。

2款、国庫支出金の1項、国庫負担金では、現年度分医療費に対する負担金の増額、及び過年度分医療費に対する負担金の精算交付分を新たに計上しているほか、2項、国庫補助金では、財政調整交付金の算定計数の決定により増額をしております。

3款、療養給付費交付金、4款、道支出金、5款、共同事業交付金につきましても、医療費等の実績により、それぞれ補正をしております。

5ページ、7款、繰入金では、今回の補正の財源調整のため、その他一般会計繰入金を減額しております。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議のうえご承認をお願いいたします。

[鈴木政輝助役 降壇]

湯浅亮議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

湯浅亮議長 これをもって、質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

湯浅亮議長 討論はないようですので、これから報告第6号を採決いたします。

本案はこれを承認することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

湯浅亮議長 挙手全員であります。

よって、本件はこれを承認することに決しました。

日程第5 報告第7号 専決処分の承認について

湯浅亮議長 日程第5、報告第7号、専決処分の承認についてを議題といたします。提案者から提案理由の説明を求めます。鈴木助役。

[鈴木政輝助役 登壇]

鈴木政輝助役 報告第7号、専決処分の承認についてご説明を申し上げます。

次ページをお開き願います。専決処分書、平成11年度新得町老人保健特別会計補正予算、専決第1号について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をするものでございます。

次のページを御覧いただきたいと思います。平成11年度新得町老人保健特別会計補正予算、専決第1号について、この補正予算は、第1条で歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ3,776万円を減額し、予算の総額を11億8,547万6千円とするものでございます。

5ページ歳出をお開き願います。

1款、医療諸費では医療費等の実績により、それぞれ補正をしております。

4ページに戻りまして、歳入を御覧ください。

1款、支払基金交付金から3款、道支出金につきましては、それぞれ交付額の決定に伴い補正をし、4款、繰入金では、今回の補正の財源調整のため、一般会計繰入金を減額しております。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議のうえ、ご承認をお願いいたします。

[鈴木政輝助役 降壇]

湯浅亮議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

湯浅亮議長 これをもって、質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

湯浅亮議長 討論はないようですので、これから報告第7号を採決いたします。

本案はこれを承認することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

湯浅亮議長 挙手全員であります。

よって、本件はこれを承認することに決しました。

日程第6 報告第8号 平成11年度新得町繰越明許費繰越計算書の報告について

湯浅亮議長 日程第6、報告第8号、地方自治法施行令、第146条第2項の規定に基づき、繰越明許費にかかる計算書の報告がありましたがお手もとに配付したとおりであります。

この報告に対し質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

湯浅亮議長 ないようですので、報告第8号はこれをもって終結いたします。

日程第7 議案第42号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

湯浅亮議長 日程第7、議案第42号、固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。鈴木助役。

[鈴木政輝助役 登壇]

鈴木政輝助役 議案第42号、固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてご説明を申し上げます。地方税法第423条第3項の規定により、新得町字屈足西1線79番地、松坂康弘氏を固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、議会の同意を求め

るものであります。

なお、4期12年務めていただきました若原茂勝氏につきましては、72歳と高齢のため辞退したい旨、申し出がございました。

後任の松坂氏は、昭和18年1月生まれの57歳で、人格識見とも優れ適任でありますので、選任いたしたくご同意を賜りますよう、よろしく願いを申し上げます。

なお、委員の任期につきましては、平成12年6月29日から3か年であります。以上で説明を終わらせていただきます。

[鈴木政輝助役 降壇]

湯浅亮議長 説明が終わりました。

本件は人事案件につき質疑、討論を省略し、投票をもって行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

湯浅亮議長 異議なしというお声がございますので、この採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

[議場閉鎖]

湯浅亮議長 ただいまの出席議員は18人ですが、議長を除くと17人です。

立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定により、16番、高橋欽造議員、17番、武田武孝議員、1番、川見久雄議員の3名を指名いたします。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

湯浅亮議長 異議なしと認めます。

よって、16番、高橋欽造議員、17番、武田武孝議員、1番、川見久雄議員を立会人に指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

[投票用紙配付]

湯浅亮議長 投票用紙の配付もれはありませんか。

(「なし」の声あり)

湯浅亮議長 配付もれなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

[投票箱点検]

湯浅亮議長 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

本案は固定資産評価審査委員会委員の選任同意を可とする議員は賛成と、否とする議員は反対と記載のうえ、1番議員から職員の点呼に応じ順次投票を願います。

なお、重ねて申し上げます。

投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、否と見なすことになっております。

点呼を命じます。

[局長点呼、投票]

湯浅亮議長 投票もれはありませんか。

(「なし」の声あり)

湯浅亮議長 投票もれなしと認めます。

投票を終了いたしました。

これから開票を行います。

高橋欽造議員、武田武孝議員、川見久雄議員、開票の立ち会いを願います。

[開 票]

湯浅亮議長 投票の結果を報告いたします。

投 票 総 数 17 票、

そのうち有効投票 17 票、

無 効 投 票 0 票、

有効投票中 賛成 17 票、

反対 0 票、

以上のとおり賛成が多数であります。

よって、本案は同意することに決しました。

議場の出入口の閉鎖を解きます。

[議場閉鎖]

日程第 8 議案第 43 号 新得町低開発地域工業開発促進のための固定資産税の免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について

湯浅亮議長 日程第 8、議案第 43 号、新得町低開発地域工業開発促進のための固定資産税の免除に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。秋山税務課長。

[秋山秀敏税務課長 登壇]

秋山秀敏税務課長 議案第 43 号、新得町低開発地域工業開発促進のための固定資産税の免除に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

次のページを御覧いただきたいと思います。

提案理由でございますが、租税特別措置法施行令の一部改正に伴い、条例の適用期限及び設備の取得価格を改正しようとするものであります。

この条例は産業振興のために、製造業の利用にかかる施設設備を新增設した場合に、3 年間につきまして、新增設した設備の固定資産税の課税免除を規定したものでございます。

改正内容であります。一つ目といたしまして、低開発地域工業開発促進法第 2 条に規定いたします開発地域として指定された日から、適用期限を 38 年から 40 年に改めて 2 年間延長するものであります。本町が指定された日は昭和 38 年 10 月 21 日ですので、2 年間の延長によりまして、平成 15 年 10 月 20 日まで課税免除を適用するものであります。

2 つ目としまして、課税免除が適用されます設備の取得価格の最低金額を 2,300 万円から、2,500 万円に 200 万円引き上げるものであります。参考までに現在本町で適用を受けている企業は 1 社でございます。

この制度により課税免除した金額の75パーセントは、地方交付税で補てんされることになっております。

なお、この条例は公布の日から施行し、平成12年4月1日から適用するものであります。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

[秋山秀敏税務課長 降壇]

湯浅亮議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。3番、吉川議員。

吉川幸一議員 これちょっと的が外れているかなと思うんです、固定資産税だから。

新得町にですね、事務所それから営業所全部ありまして、近隣町村にこの建物を建てた場合ですね、これは新得町の業者として見なすわけではないですよ、そこら辺ちょっと教えていただきたいなと思ってます。

湯浅亮議長 秋山税務課長。

秋山秀敏税務課長 お答えいたします。

適用設備につきましては、新得町の中において土地を取得しまして、後、建物建てたりとか、あるいは機械等を購入した場合に該当になるものでございます。

したがいまして、町外に本社を持ってましても、新得町にそういう設備を設けた場合につきましては、この条例の適用になろうかと思えます。

湯浅亮議長 3番、吉川議員。

吉川幸一議員 よその町村の企業がですね、新得町内の土地にこういうものを建てても、新得町で適用になるという今のご説明だと、新得町の企業が境界線ぎりぎりですよその町村の土地に建ててしまったら、これは新得町としては適用にならないっていうのと同じか。

湯浅亮議長 秋山税務課長。

秋山秀敏税務課長 そのとおりでございます。

湯浅亮議長 これをもって、質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

湯浅亮議長 討論はないようですので、これから議案第43号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

湯浅亮議長 挙手全員であります。

よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第44号 工場誘致条例の一部を改正する条例の制定について

湯浅亮議長 日程第9、議案第44号、工場誘致条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。西浦商工観光課長。

[西浦茂商工観光課長 登壇]

西浦茂商工観光課長 議案第44号、工場誘致条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明申し上げます。

次のページにまいりまして提案理由でございますが、租税特別措置法施行令の一部改正に伴いまして、条例の適用する投資額を改正しようとするものであります。この条例は工場工業振興のため、製造又は加工にかかる施設や設備を新增設した場合に、その部分にかかる固定資産税相当額を奨励金として交付することを規定したものであります。

改正内容であります。第2条の奨励金の交付対象となる投資額を2,300万円から2,500万円に改正しようとするものであります。現在本町で適用を受けている企業は1社でございます。

前のページに戻りまして、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し平成12年4月1日から適用するものであります。

以上ご審議のほどよろしくお願いいたします。

[西浦茂商工観光課長 降壇]

湯浅亮議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。3番、吉川議員。

吉川幸一議員 また、同じような質問になりますけれども、これも新得町に事務所を、それから一部の工場を持って、よその町村に他町村に工場を建てた場合は、これの対象にはなるのかならないのか、ひとつご説明願いたいと思います。

湯浅亮議長 西浦商工観光課長。

西浦茂商工観光課長 今のご質問の説明でございますけれども、この条例の適用要件が2つございまして、金額要件と雇用要件というのがありまして、金額要件につきましては、さきほどの低開発地域と同じように、そこで3年間税が免除されますので、その後2年について固定資産税相当額を交付するというものでございますので、前条例と同じく新得町内に所在する工場ということになります。

湯浅亮議長 これをもって、質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

湯浅亮議長 討論はないようですので、これから議案第44号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

湯浅亮議長 挙手全員であります。

よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第45号 十勝圏複合事務組合理約の変更について

湯浅亮議長 日程第10、議案第45号、十勝圏複合事務組合理約の変更についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。浜田保健福祉課長。

[浜田正利保健福祉課長 登壇]

浜田正利保健福祉課長 議案第45号、十勝圏複合事務組合理約の変更についてご説明いたします。

右側のページを御覧いただきたいと思います。提案理由といたしまして、一部事務組合の規約を変更する場合、組合を構成する地方公共団体との協議が必要になります。今回の規約の変更については、議会の議決を必要とする事項につき、議決を経ようとする

ものであります。

改正内容につきましては2点ございます。

1点目は組合規約、第1条の条文整理です。

2点目は組合規約、第14条にあります、組合経費のうち高等看護学院分の負担割合を変更しようとするものです。高等看護学院は十勝地域の看護婦、保健婦不足を解消するために、昭和44年に発足しました。そのうち看護婦にかかる費用につきましては、当時公立病院等を設置する自治体にメリットが大きいということで判断され、医療機関割ということで、ベッド数に応じて費用の負担を求めてきました。

しかし、近年の看護婦動向並びに患者の受診動向などを勘案した場合、この負担を見直しを求める声が多くなり、今回医療機関割を廃止し、人口割に上積みをしていくものです。

規約の本文は、本文の説明を省略させていただきます。附則といたしまして、この規約は平成13年4月1日から施行するものです。

なお今回の規約の変更によりまして、新得町の負担は本年度12年度ベースで考えますと、約50万円ほど上積みになります。総額は50万円足しまして、総額300万円ということを見込んでおります。

以上よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

[浜田正利保健福祉課長 降壇]

湯浅亮議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。3番、吉川議員。

吉川幸一議員 あんまりせこいことを聞いてもしょうがないかなと思うんですけども、50万円高くなったと。これ郡部の町村はほとんど今までと、今回の改正によって市部に近い所は得をしてるっていうのかな。まあ、微々たる金額だけれども。郡部はほとんど、その負担割が増えたのではないかなと思うんですけども、増えた町村は何町村ある。

湯浅亮議長 浜田保健福祉課長。

浜田正利保健福祉課長 まず管内の公立病院を設置している、いわゆるメリットのある自治体というのは11自治体ございます。結果としてその11自治体が金額が減って、その分それぞれの19町村が平準化されるということになりますので、町村だけがある意味で増えるというのは8自治体ということになります。

湯浅亮議長 これをもって、質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

湯浅亮議長 討論はないようですので、これから議案第45号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

湯浅亮議長 挙手全員であります。

よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第46号 物品購入契約の締結について

湯浅亮議長 日程第11、議案第46号、物品購入契約の締結についてを議題といた

します。

提案者から提案理由の説明を求めます。畑中総務課長。

[畑中栄和総務課長 登壇]

畑中栄和総務課長 議案第46号、物品購入契約の締結についてをご説明申し上げます。

1、契約の目的。除雪トラックの購入

2、購入契約をする物品名及び数量。除雪トラック4トン級、4輪駆動、ダンプ型、アングリングプラウ付、ディーゼル機関1台。

3、形式。KK - FT1JEDA型。

4、契約の方法。指名競争入札でございます。

5、契約の金額。1,254万7千500円であります。

6、契約の相手方といたしまして、帯広市西19条北1丁目7番6号、東北海道日野自動車株式会社、代表取締役、本橋正康。

なお、納期につきましては平成12年9月30日といたしております。

次のページに資料といたしまして、仕様図面を添付しております。

以上よろしくご審議のほどをお願いいたします。

[畑中栄和総務課長 降壇]

湯浅亮議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。3番、吉川議員。

吉川幸一議員 契約の目的、除雪トラック購入ってなってますけれども、この目的が除雪トラック購入にするには、なにかメリットがあるのかと。普通のダンプ買って除雪を前に付けてもいいんじゃないかなって思ってます。

それからこの今回の指名競争入札で、日野の車に落ちてますけれども、本来職員の人はずいぶんこのメーカーのどの物が欲しいなと思ったのか、そこら辺を総務課長は把握しているのかどうか。これは安いところから買うっていうのにはなっていますから、日野になったんだと思うんですけれども、その現場で働く人がたはどのメーカーを希望していたのかな、そこを課長が把握しているかどうか。

それから、この4トンのトラックですけれども、除雪するとまた職員が1人これに常時運転手として必要なかなって。除雪トラック、夏はダンプで使うんでしょうから、これについては1人新たに採用するのかどうか、そこら辺ご説明願いたいと思います。

湯浅亮議長 畑中総務課長。

畑中栄和総務課長 お答えいたします。2点目のご質問についてお答えいたします。

現場でどこのメーカーの物を希望していたか、把握しているかどうかとの話ですが、入札につきましてはあくまでも一定の仕様に基づきまして入札をいたしておりますので、私は現場でどのメーカーの車がいいのかっていうことについては、把握はいたしておりません。

ただ、どのメーカーもそれなりの車というか、だと思しますので、どこに落ちててもどのメーカーであっても、差し支えないのかなというふうには考えております。

湯浅亮議長 村中建設課長。

村中隆雄建設課長 今回の除雪トラックの購入でございますけれども、駆動方式が4輪駆動でなければ除雪というのが不可能でございますので、そういったことで冬期間は除雪にやっぱり使用するものですから、除雪ができるようなダンプを購入してございます。

それと、今回の4トン除雪トラックの購入によりまして、職員の増というお話しでございましたけれども、現在市街地の除雪につきましては、小型のショベルを使ってございまして、その代替といいますが、スピードアップを図るために今回購入するものでございまして、この4トン除雪トラックと小型のショベルにつきましては、併用するということでございますので、職員数につきましては現在と変わらないで実施したいということと考えてございます。

湯浅亮議長 3番、吉川議員。

吉川幸一議員 行政のものの考え方、前回は物品購入の中で車の購入に関して述べさせていただいたんですけれども、やっぱりその町村によって、やっぱりどれでもいいんだっていうものの考え方、安ければ全部の機種が同じだっていうものの考え方はね、少し機種によって違っていいんじゃないかな。

まあ、ディーゼルとガソリンの基本的な違いですとか、そういうのも少し車の購入するときは、値段だけではなく、やっぱり現場の意見もある程度参考にして、購入をされる機種がですね何機種かあっても、こういう特殊な車っていうのは、総務課でものを考えているなんでも安ければいいんだっていう考え方と、現場の人とその機種のこういうほうがいいなって思うのと、加味したほうがいいんじゃないかなと思いますけれども、課長の考え方よろしくお願いします。

湯浅亮議長 畑中総務課長。

畑中栄和総務課長 お答えいたします。

今回の除雪トラックの購入につきましては、私はそれほど特殊な車ではないのではないのかなと。ガソリンのトラックというのではないわけですし、前回の質問でもありましたように、ディーゼルとガソリン、ディーゼルがいいのかガソリンがいいのかっていう問題につきましては、今後入札するときは、その辺のことは考えながらやっていきたいというふうには思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

(「関連」の声あり)

湯浅亮議長 7番、菊地議員。

菊地康雄議員 今、吉川議員の質問の中で感じたことですが、やはり今回は購入するときの現場の声をどのように反映させているのかという、その体質にまでも入り込んだ質問ではなかったかなという感じはいたします。

それに関連してですが、この現場の声の反映ということですね。今までにも除雪に関して、さまざまな注文を行政の側にしてきたところであります。特に通学路の除雪あるいは生活道路の除雪ということで、できるだけ早い時間の中で使われる部分を、優先的にということをお願いをしておりますけれども、今の現場の声を反映させるということにかんがみてですね、除雪の体制についてもですね、毎回毎回やる実際に車に乗って除雪するかは同じかたですので、やるごとにですね、どこをどういうふうにとったら効率的に除雪ができ、あるいは通学路でもよりたくさんの子供が通るところの歩道を、あるいは車道を除雪できるのかということが、回を積み重ねることにより明白になるわけですね。

ところが、実際に現場の裏の声を聞くとですね、反映されていないという声がありますね。要するにどなたが責任をもって、その除雪ルートを決めるのかというところが問題だと思うんですけれども、これが行政のいちばん悪いところかなという気がしないわけでもないわけですが、1回決めてしまったことはいくら現場の声があっても直さな

い。

だから、特に今の質問にもあったように、現場の声を反映しているとは思えない、表面的な回答というふうにとらえられるわけなんですよね。より現場の声を聞いて、毎年毎年除雪ルートも多少は変わるかもしれませんが、住民の声あるいは子どもたちの声もあるでしょうし、それを反映させてより効率的な、より喜ばれる除雪ルートを、常に変えながら考えていっていただきたい。

それ最終決定をどなたがやるのか分かりませんが、特にその辺を注意していただきたいと思いますわけですが、実際にはどのようなになっているのか、お聞きしたいと思います。

湯浅亮議長 村中建設課長。

村中隆雄建設課長 お答えいたします。

さきほどもお答えいたしましたとおり、現在小型のショベルカーで市街地を除雪してございまして、今回の4トンの除雪トラックを購入した主な目的といたしましては、やはり市街地の生活路線の細かい路線の、スピードアップを図るということを目的で導入してございます。

新得の場合につきましては、新得と新得市街、屈足市街のまず通学路を先に開けるということが、いちばんの早期除雪ということで考えてございまして、その後、郊外の幹線道路を開けるという手順になってございまして、どこが先になんていうんですか、どこを先に開けるということではなくて、やはり通学路を優先、その後に通学通勤路線を優先して開けていくということで、以前からも今後も変わらない除雪の方法と考えております。

湯浅亮議長 7番、菊地議員。

菊地康雄議員 かたちのうえでは当然そうなんですけれども、実際に除雪をするときに、今まで決めていた優先する所は、決してその順番が適当ではないということなんです。

それが除雪が終わってからですね、現場の声をきちんと聞いてより効率的に、あるいはもっと優先させるべき所がないかどうかということの、フィードバックをきちっとしていかないと、その時期の前に一度決めたことは崩れない。これが現実です。実際にそういう声があるわけですから。

それともう一つはですね、より声の大きな所、優先道路は決まっているにもかかわらず、より大きな声で要望されたところは、優先順位にかかわらず先に除雪がされてしまう。その結果、優先されなければならない通学路等が、後回しになってしまうというのが現実です。

これはですね、実際にその現場を統括する人でなければ分からないことです。どの程度、上にまでその報告があがっているか、その最初に決めた計画を変えるわけですから、上にあがっているとは思えないわけですね。それは本来あってはならないことなんですけれども、現実には行われていると。その実態が一つですね。

それから最初に優先順位を決めているけれども、実際に子どもたちの歩いている状況等をみると、もっと優先順位を変えていかなければならない。現実には即して、毎年毎年見直していかなければならないにもかかわらず、それがされていないというのが現実です。

それをだれが責任をもってやるのか、課長さんがやるのか、あるいは係長さんがやる

のか、その辺の細かいところは分かりませんが、今、除雪トラックの購入において、例えばですね自宅でもってテレビを買うにしたって、同じ形の同じ物で安い物であればいいかといっても、やっぱりデザイン的なこともあるだろうし、それで好きずきあるわけですね。

そうすると現場の声で、ここよりもこっちのほうが長年使っていて故障も少ないとか、そういう声を反映させているかっていう、その現場の声の反映の仕方っていう、聞き方だったんでないかなっていう気がするんですけども、そのね関連として、実際に計画を持って行われている除雪のルートであっても、現実には細かいところが違う。

それから実際に除雪を担当している人が、ここはもっとこういうふうにしたほうがいい。機械が入らない所は、いったん機械を止めてでも、例えば電柱やなんかがあって機械が通らない所ありますよね、何か所も。多少時間がかかっても、そこは手ですぐ除雪してあげないと、子どもたちが必ず車道に回って出てしまうと。

それは車が通るし、朝の通勤時間でもあるし、危険が伴うことだということになってますね、実際に現場でどのような会話が行われているかということ、車を止めて手でやれば、その分時間が余計にかかるだろうと。余計にかかった時間は、勤務の中から引いて支払いをするからなというのが現実の話です。それはほんとうはあってはならないことですね。町民に優しい行政を行ううえでは。

ところが現実には違うということ、十分に念頭に置いてですね、今後の計画、常にその現実に即した計画にのっとって行っていただきたいというふうに要望出したいんですけども、そのようにしていただけるでしょうか。

湯浅亮議長 村中建設課長。

村中隆雄建設課長 通学路の除雪につきましては、やはりその地区の生徒さんの数も、やはり年々変わってくると思うんですよ。そういったことで通学する、通学時に使う路線につきましても、やはり年々変わっていくものではないかと思えます。

そういったこともございまして、今回の除雪トラックの購入につきましては、やはり生活道路の早期除雪ということが、いちばんの購入目的でございまして、今後ともですね、そういったことも今お話しがあったことにつきましては、私は優先道路はやっぱり優先道路ということで、除雪していきたいということで考えてございまして、今お話しございました件につきましては、十分承知しましてですね、今後の除雪計画を立てていきたいということで考えてございます。

湯浅亮議長 齊藤町長。

齊藤敏雄町長 ただいまの菊地議員の除雪の実際面でのご発言ございまして、私どもも必ずしもそういう細部について、目が十分行き届いていなかった面があるなと思いつつながら、聞いていたわけでありまして。

大雪が降ったりいたしますと、ある意味では災害的な状態が生まれまして、どの地域においても、一刻も早く開けてほしいという状態が生まれるわけでありまして、そうした面では、それぞれ除雪の任にあたる現場では、非常にそうした面での苦勞を担いながら、一刻も早い除雪をさせているつもりであるわけでありまして。

しかし、その方法論と言いましょか、現在1次路線から3次路線までということで、その優先性も含めて一定の計画を立てて、その計画を原則としてやっていると考えておりますが、しかし、現場の状態によっては、その規定方針が多少変更せざるを得ない場合、そういう実態も私は中にはあるんだろうと考えております。

そこで、1次路線から3次路線までの計画を組む際に、ただいまご指摘あったような、実態に基づいた中身になっていたかどうかということが、極めて大事と考えております。

したがって、この現場の声というお話もございましたが、まさにその現場でその任にあっている者が、やはりどうあるべきがいちばんいいのかっていうのが、いちばん分かる立場にあると考えております。

したがって、機械的あるいは形式的な計画の樹立ではなくて、除雪の期間が終わったらその期間の反省も含めて、翌年にそうした現場の声を反映させる機会といたしましうか、あるいはその問題点を整理する機会といたしましうか、そういうようなものを作りながら、常時除雪の路線なり場所が見直しをされて、その結果として住民に喜ばれるような除雪体制を、やはり構築していかなければならないと考えております。

私ども一般的な見方としては、他町村あるいは近隣の町村と比較しても、本町の除雪体制は比較的うまくいっているという認識をしておりましたが、しかし、なおかつ個別具体的な面でそうした課題が残っているとすれば、それはやはり見直しをしてですね、より万全の体制を期していきたいと、このように考えておりますので、よろしく願いいたします。

湯浅亮議長 これをもって、質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

湯浅亮議長 討論はないようですので、これから議案第46号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

湯浅亮議長 挙手全員であります。

よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

湯浅亮議長 暫時休憩をいたします。11時30分までとさせていただきます。

(宣告 11時17分)

湯浅亮議長 休憩を解き再開いたします。

(宣告 11時31分)

日程第12 議案第47号 工事請負契約の締結について

湯浅亮議長 日程第12、議案第47号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。畑中総務課長。

[畑中栄和総務課長 登壇]

畑中栄和総務課長 議案第47号、工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

- 1、契約の目的。公営住宅新築建築工事その3、新生団地1棟4戸。
- 2、契約の方法。指名競争入札でございます。
- 3、契約の金額。5,040万円でございます。

4、契約の相手方といたしまして、上川郡新得町本通南3丁目38番地、板垣建設工業株式会社、代表取締役、板垣晋。

なお、工期につきましては、平成12年11月6日といたしてございます。

次のページに資料1、工事の概要、付近見取図、資料2以降は配置図、平面図、立面図を掲載して添付してございます。

以上よろしくご審議のほどをお願いいたします。

[畑中栄和総務課長 降壇]

湯浅亮議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。11番、石本議員。

石本洋議員 私、最近公営住宅に出入りしたりなんかする機会に恵まれまして、いろいろ感ずることがあるわけなんです、この工事契約締結もさることながら、資料の中についてちょっとふれたいわけなんです。

実は入りますとですね、緩いスロープになっていますね、夏の間はいいんですが、冬は非常に滑りやすい感じがするわけですよ。同時にあそこは吹き抜けになっておりますので、非常に反響が大きいわけです。ちょっと声を立てても全体的ワーンと響くわけなんです、吸音材を張るといったようなことが、あそこの吹き抜けの部分にはできないのだろうかというような感じがするわけなんです、できればこの契約の範囲内でできればいいなと思います。いかがですか。

湯浅亮議長 村中建設課長。

村中隆雄建設課長 お答えいたします。

ご質問の内容につきましては玄関というんですが、風除室から入って共用部分のスロープの部分ということで、ご質問と思えますけれども、公営住宅につきましては、吸音材的なものというのは、やはり断熱材にもそういった効果があるわけでご覧になって、そういった断熱材につきましては十分なだけ入れているつもりでございますけれども、今後そういったこと、声が響くということで、前回の議会でもお話がございました。

室内におきましてはですね、今年から更に今までコンクリートの上に発泡材をひいて、その上にコンパネをひいて化粧フローリングをしていたものに加えまして、防音シートを新たに施工するというので、設計してまですところでございますけれども、共用部分からの響くという、まだ実際ですね室内でどの程度の声が聞こえるかというまでは、ちょっと承知していないわけでご覧になって、可能であればですね、やっていきたいなということで考えてございます。

湯浅亮議長 15番、黒澤議員。

黒沢誠議員 非常にりっぱな、私もちょいちょい中に入ってあれしますんですけども、非常に敷居の低いね、ほんとうに入りやすい、いい公営住宅だなと思うんですけども。2階と下とですね、2階は子どもさん、まあ若い人ですね、これおりますけれども、下はお年寄り。茶の間で2階のその音がね、非常に子どもさんが元気いいもんですから、ドンドンと暴れるのか遊ぶのか非常に下で聞こえるんですね。

これはやっぱり鉄筋コンクリートで造って、中は木造ですからね、これは致し方ないのかなって思うんですけども、ひとつなにか響きを薄くするような方法があれば、どのように考えておられるかご説明ください。

湯浅亮議長 村中建設課長。

村中隆雄建設課長 お答えいたします。

通常的生活いたします居間につきましては、最近はフローリングを使っているものですから、どうしても下に響くということで、ご指摘があるわけでご覧になって、

2階と1階の仕切りと申しますかコンクリートでですね仕切っているわけでございます。

そのさきほどもご説明いたしましたけれども、コンクリートの上に発泡材を施工いたしまして、その上にコンパネをひいて化粧フローリングをして、今までは施工してございました。

今年は更に、さきほどもご説明しましたとおり、遮音シートですか。遮音シートを施工いたしまして、少しでも音が響かないような工夫をして、今年度は施工をしたいということで考えてございます。

湯浅亮議長 5番、宗像議員。

宗像一議員 昨年度、屈足のほうにも建てていただいて、下がお年寄りさんで上若い人というかたちで建てていただいたんですが、実際入った人たちからの苦情が非常に聞こえることは、やっぱり音が非常に大きいというんですが。

それで2階と1階との間があんまり空間空いている所が、タイコみたいになっちゃうからではないだろうか。要因がそういうかたちでなるのに、なぜこの住宅そういう形なんだろうか、これから建てるときに、十分そこら辺検討してもらえるような方法としてほしいという声がずいぶん聞かされるんですが、ひとつそういう点を十分考えてお願いしたいと思います。

湯浅亮議長 3番、吉川議員。

吉川幸一議員 公営住宅の新生団地の競争入札5,000万円を超えたから、ここに載ってきたんだと思います。東進団地のもですね、さきほど町長の行政報告の中で、東進団地の公営住宅その2つありますけれども、4,700万円、ここではその検討ができなくて、同じ公営住宅で同じような造りなのに、片一方は4,700万円で2棟おりてしまったからここでは審査の対象にならない。片一方は5,000万円をちょっと超えたので、このような意見がはけるようになって、こういうふうになることができる。

これ競争入札のもですね話題、やっぱり5,000万円以上って決めたのは、私が議員になってからは5,000万円以上っていうふうになったんですけども、いろいろ議員が知る、議員が入札した際にいろいろな質問ができるというのは、やっぱりいいことではないかなって私は思っております。金額下げるような、東進団地とですね、この新生団地のそのものがなんで、300万円くらい違うのかっていう検討もできるものから。

これは総務課長かな、3,000万円以上締結の中で審査をするっていうふうなお考えは、あるかないかだけひとつ答弁願いたいと思います。

湯浅亮議長 畑中総務課長。

畑中栄和総務課長 お答えいたします。

議会の議決の関係につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は、処分に関する条例というのがございまして、その中におきまして工事関係につきましては、予定価格5,000万円以上というふうになっておりますので、こういう取り扱いになっております。

ただ、今吉川議員のおっしゃるとおり、下げたほうがいいんじゃないかということになればですね、議員さんが全員そういう意見であれば、検討するなりしたいなというふうになっております。

ちょっとお待ちください。

湯浅亮議長 暫時休憩をします。

(宣告 11時42分)

湯浅亮議長 休憩を解き再開いたします。

(宣告 11時46分)

湯浅亮議長 畑中総務課長。

畑中栄和総務課長 訂正させていただきます。

条例によりまして、予定価格5,000万円以上の工事請負というふうになっているわけですが、自治法の規定によりまして、下限が定まっております、それが5,000万円になっておりますので、この条例どおり今後も行っていきたいというふうに思っております。

湯浅亮議長 ほかに。

(「なし」の声あり)

湯浅亮議長 これをもって、質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

湯浅亮議長 討論はないようですので、これから議案第47号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手多数]

湯浅亮議長 挙手多数であります。

よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第48号 平成12年度新得町一般会計補正予算

湯浅亮議長 日程第13、議案第48号、平成12年度新得町一般会計補正予算を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。鈴木助役。

[鈴木政輝助役 登壇]

鈴木政輝助役 議案第48号、平成12年度新得町一般会計補正予算第1号についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,002万8千円を追加し、予算の総額を79億4,675万5千円とするものでございます。

第2条、地方債の追加は第2表、地方債補正によるものでございます。

8ページ、歳出をお開き願います。

2款、総務費の企画費では定住住宅建設促進事業補助金を新たに計上しております。これは民間賃貸住宅の建設を促進するため、新たな支援制度を設けたところですが、帯広市の清信緑氏が、しらかば台団地の分譲地を取得し、木造2階建て1棟8戸の賃貸住宅を建設するため、定住住宅建設促進要綱に基づき、事業費に対し坪当たり8万円の補助を行おうとするものでございます。

3款、民生費の福祉対策費では委託料で、高齢者在宅生活支援事業の布団乾燥サービ

ス事業を新たに計上し、財源として道補助金を4分の3見込んでいるほか、介護認定者の短期入所サービスを円滑に行うため、屈足の療護施設を利用した高齢者短期入所事業の委託料を計上しております。

9ページに移りまして、20節、扶助費では法律改正により児童手当の支給対象年齢が引き上げられたことに伴い、予算が増額しており、財源として国庫負担金を3分の2、道負担金を6分の1を見込んでおります。

25節、積立金及び老人ホーム費の18節、備品購入費ではそれぞれ寄附がありましたので、保健・医療・福祉基金積立金、及び老人ホーム施設用の備品購入費を計上しております。

6款、農林水産業費の農業振興費では、北海道農業元気づくり事業で農協が事業主体となり、ニンジン予冷库施設を整備するため補助金を新たに計上しており、財源は全額道補助金を見込んでいるほか、地黄栽培の発祥地の記念事業が実施されますので、これにかかる補助金を計上しております。

21節、貸付金では酪農家が1名新規就農いたしますので、支援資金貸付金を計上しております。

10ページをお開き願います。

畜産業費の19節、負担金補助及び交付金では、畜産振興総合対策事業として自給飼料の増産に向けた実証展示事業の補助金を計上しており、財源として全額道補助金を見込んでおります。

10ページから11ページにかけての林業振興費では、しいたけの新規就農者2名分の支援一時金及び1名分の支援資金貸付金を新たに計上しております。

7款、商工費の商工振興費では、ポイントカード事業にかかるカード機器の設置台数の増により、設置経費の一部補助金を増額しており、観光費では寄附がありましたので、国民宿舎等整備基金積立金を計上しております。

8款、土木費では道路橋りょう費で新屈足幹線道路の排水路の補修事業を計上しているほか、住宅費では屈足に購入いたしました、定住促進住宅の管理費を計上しております。

12ページをお開き願います。

10款、教育費では小学校費の学校管理費で、学習指導に支障を来たすクラスへの補助員を配置し、円滑な学級運営を図るための補助員賃金を計上しております。

社会教育費の図書館費及び13ページ保健体育費の体育振興費では、それぞれ寄附がありましたので、図書館用図書及び体育振興用の備品購入を計上しております。

公債費では、公債費負担軽減対策として過去の高金利時に発行した、公営企業金融公庫資金による一部地方債への借り換えが特例措置で認められましたので、借り換えに伴う繰り上げ償還金を計上し、利子負担の軽減を図るものであります。

5ページに戻りまして、歳入を御覧願います。

12款、国庫支出金及び、13款、道支出金では、歳出で説明いたしました事業にかかる財源としてそれぞれ補正をしております。

なお、道補助金の農業振興費補助金では、自然体験交流施設整備事業に対する補助金が増額されましたので補正をしております。

6ページをお開き願います。

14款、財産収入では屈足の定住促進住宅貸し付けに伴い、土地建物貸付収入を増額

しております。

15款、寄附金では、高齢者福祉事業用として帯広市の林邦子氏から、老人ホーム用として森山隆氏から、観光振興用として株式会社新得観光振興公社から、図書館図書購入用として江別市の石川加代子氏から、そしてスポーツ振興用として久保一江氏から、それぞれ寄附がございましたので補正をしております。

7ページに移りまして、16款、繰入金では、今回の補正に伴う財源調整として財政調整基金繰入金を増額しております。

19款、町債では地方債の借り換えに伴う臨時特例借換債を計上しております。

3ページに戻りまして、第2表、地方債補正では臨時特例借換債を追加しております。以上で説明を終わりますが、よろしくご審議をお願いいたします。

[鈴木政輝助役 降壇]

湯浅亮議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。2番、藤井議員。

藤井友幸議員 11ページの商工費の19節ですけれども、大雪山国立公園連絡協議会ということで、31万円の増ということでございますけれども、この事業の増えた理由はどのようなものかお知らせいただきたいと思えます。

湯浅亮議長 西浦商工観光課長。

西浦茂商工観光課長 お答えいたします。

ただいまの大雪山国立公園東大雪連絡協議会の負担金の増額の分につきましては、昨年予算編成時にですね、この連絡協議会は上士幌・士幌・鹿追・本町と4町で連絡協議会を作っているわけでございますけれども、この協議会の中で東大雪山の保護と利用ということで、案内パンフレットを作ろうということになっておりましたが、予算編成時にですね、まだ各町村の予算を計上する見通しが立っておりませんでしたので、今回まで保留しておりまして、各町村とも予算化されましたので、今回補正したものでございます。

湯浅亮議長 2番、藤井議員。

藤井友幸議員 それで3月の定例議会ですね、世界的遺産の関係で質問があったわけですが、この関係についてですね、予算化というかその調査の関係でですね、どのようになるのかお知らせをいただきたいと思えます。

湯浅亮議長 西浦商工観光課長。

西浦茂商工観光課長 ただいまの世界遺産の関係でございますけれども、本年度5月にこの東大雪の連絡協議会もございましたし、旭川の方面も入れた連絡協議会もありまして、ただいま旭川方面で旭川市を中心に、上川町やなにかからも一緒に協議会を作って、世界遺産の今年度から研究会みたいなものを発足するわけですが、それに我々の今年度は特に予算というものはあれしませんけれども、そういう中に参加してですね、研修を受けて、その世界遺産に指定されるにあたって良い面、悪い面、その辺を今年度は研修をしていきたいと思っております。

湯浅亮議長 3番、吉川議員。

吉川幸一議員 身内のところへ質問するのは非常に心苦しいんですが、新規就農支援資金。これは、今酪農家としいただけで3人のかたが入っていただいた、非常に喜ばしいことだと。これはずっとこのように、新得町に入ってきていただけたかたがいらっしゃることを願ってはいますけれども。

この貸付金なんですが、これは限度額、貸付限度額っていうのは町がどのように上限を考えられているのか、それと貸し付けたときにですね、新規就農者ですから財産とか資金とか、そういうのを持っていないかたで、行政の支援を願いたいっていうかたは、貸し付けたときに保証人等ですね、どのような取り方をして、そしてもしかそのかたが、都合でやめなければいけないというときの、その返済方法等も計画があたりだと思いませんけれども、お知らせ願いたいと思います。

湯浅亮議長 齊藤農林課長。

齊藤正明農林課長 新規就農の貸付限度額でございますけれども、いちおう酪農につきましては、1,000万円を限度としております。そしてその根拠でございますけれども、10年間の無利子ということで、せいぜい10年間で1年間100万円程度、それが限度かなということで考えております。

それからしいたけにつきましては、貸付限度額が300万円ということでございます。こちらのほうは設備投資がそんなに酪農ほどは入りませんので、300万円ということでございます。

それぞれ営農類型で貸付限度額は違っております。いずれにしても10年間の無利子ということでございます。

それから貸し付けした際の、担保の話でございますけれども、保証人につきましては1人1名付けるということにしております。

それは原則的には、地元ということでございますけれども、新規就農でございますから、そういうかたがおらない場合は確固たる証明を付けて、町外のかたでもいいのかなと思っております。

それから、やめたときにはもちろん今までの全額を、返済とそういうことで考えておりますけれども、そういうことがないように認定会議も十分検討しておりますし、それから各生産団体の長ですか、それから農業機関、それから関係機関、十分に検討して認定者を決めておりますので、そういうことがないように考えております。

湯浅亮議長 3番、吉川議員。

吉川幸一議員 今保証人が1名っていうことでございますけれども、1,000万円をお貸しするときにはですね、やっぱり1名っていうのはやっぱり厳しいかな。少なくとも、今町内在住者の保証人ではなくて、町外からの保証人でもいいよっていうものの考え方をしますと、その調査機関を新得町は持っていないわけですから、少なくともその保証人になっていただいたかたが、どのぐらいの財産があって、どのぐらいの保証能力があるかっていうのをですね、調べなくてははいけないって思っております。

私は町の金融機関等はですね、1名なんていう保証は裏にお金があって借りる人は、保証人お義理で1名っていう感じだと思うんです。ほんとうにお金を借りる人は、やっぱり最低限、2名は保証人とられるようになっていると私は認識しております。

ですから、町外のかたで意欲を持っている人ですから、いいのかなって思うんですけれども、やっぱりなにかあったらっていうことを考えたらですね、保証人は私は2名必要なんではないかなって思いますけれども、課長そのほうはどう思いますか。

湯浅亮議長 齊藤農林課長。

齊藤正明農林課長 この新規就農の条例それから規則を作るにあたりまして、いろいろ検討しまして、普通の融資機関は最低2名の保証人ということでなっておりますんで、最低それからの議論で始まったわけでございますけれども、とにかくお金がなくても、

とにかく意欲があって、人物的に信用がありそれから技術があるという人を、安易にといいますか容易に入植するには、やっぱり保証人が1名から、最低でも1名、人物信用ということで、入りやすいように新規就農しやすいということで、まず1名に考えました。

そして、その代わりに認定委員会を厳密にすると。そしてもう一つは、その人物評価として2年間の実習ということで付けたわけでございます。

だから、担保能力が1億円も2億円もあれば、即技術なしに入ってもいいわけでございますけれども、あくまでも人物評価で実習2年間という条件、それプラス保証人1人で、私たちは万全ではなかるうかなと考えております。

湯浅亮議長 5番、宗像議員。

宗像一議員 商工業の関係にしますと、町融資の設備資金1,000万円という借入枠があって、2パーセント利息というかたちのものがあるかに思いますけれども、それになると銀行のほう通しているいろと調査が入り、保証協会等も通っているわけなんですけれども、今の言われるこの新規就農関係の保証協会とかうんぬんという協会とか、そういうものは全くないんですね。あくまでも審査委員会でやっていくというかたちになります。

そういうかたちの中で、ちょっとなんか心配な面もあるなところ思うんですけれども、そこら辺のものはやっぱり保証人1名であれするっていうの、私もちょっといかなもんかなって思ったりもするんですけれども、そこら辺の検討も十分審査される中で検討されて、ひとつ今後、進められるとしたいと思いますけれども、ひとつその点でいいものかどうかなという心配はあります。

湯浅亮議長 齊藤農林課長。

齊藤正明農林課長 今のところ保証人1名という話で、新規入植者のかたには話を進めておりますけれども、その保証人もさきほどお話ししましたように、確実に担保のあるかた、そして確実に財産のあるかた、そういうかたも必ず提出いただきたいという話もしております。

プラス、生産者団体ですね。酪農だったら酪農振興会の推薦だとか、農協の組合でしたら農協の組合長の推薦、しいたけでしたらしいたけ生産組合の組合長という推薦もいただいておりますので、当分はこれで人物評価でやっていきたいとも考えております。

湯浅亮議長 ほかに。7番、菊地議員。

菊地康雄議員 12ページ教育費の学校費で小学校の学校管理費の賃金ですけれども、この臨時事務員これの配置状況の実態とですね、それから学習指導補助員この140万円予算の中で、どのような役割がさせられるのか、内容をお聞きしたいと思います。

湯浅亮議長 加藤学校教育課長。

加藤健治学校教育課長 お答え申し上げます。

今回の補正の臨時事務員の関係でございますが、小学校費のほうで増でございますが、中学校費のほうで減ということで、今回臨時事務補ということで、現在の新得小学校と新得中学校に配置してございましたが、学校が佐幌小学校、上佐幌小学校で事務官が廃止になったというようなこともございまして、新得小学校の事務補を佐幌と上佐幌の兼任で発令をしまして、新得中学校に事務補配置していたものを、新得小学校のほうに異動したっていうようなことで、賃金を小学校費のほうに移動したものでございます。

それから2点目の、学習指導補助員ということでございますが、これは基本的には担

任の先生の補助ということでございまして、チームティーチングの役割的なものということで考えてございまして、約これから9か月間というようなことで予算を計上しているところでございます。

湯浅亮議長 これをもって、質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

湯浅亮議長 討論はないようですので、これから議案第48号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

湯浅亮議長 挙手全員であります。

よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第49号 平成12年度新得町老人保健特別会計補正予算

湯浅亮議長 日程第14、議案第49号、平成12年度新得町老人保健特別会計補正予算を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。鈴木助役。

[鈴木政輝助役 登壇]

鈴木政輝助役 議案第49号、平成12年度新得町老人保健特別会計補正予算、第1号についてご説明を申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,929万2千円を追加し、予算総額を12億4,641万4千円とするものでございます。

5ページ歳出をお開き願います。

2款、諸支出金では、過年度分の老人医療費の精算により、診療報酬支払基金交付金の償還金が生じたため補正をしております。

4ページの4款、繰入金では今回の補正に伴う財源調整のため、一般会計繰入金を増額しております。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議のほどお願いいたします。

[鈴木政輝助役 降壇]

湯浅亮議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

湯浅亮議長 これをもって、質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

湯浅亮議長 討論はないようですので、これから議案第49号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

湯浅亮議長 挙手全員であります。

よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

湯浅亮議長 お諮りいたします。

議案調査のため、6月10日から6月19日までの10日間、休会することにいたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

湯浅亮議長 異議なしと認めます。

よって、6月10日から6月19日までの10日間、休会することに決しました。

散会の宣告

湯浅亮議長 以上をもって、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

(宣告 12時10分)

第 2 日

平成12年第2回新得町議会定例会（第2号）

平成12年6月20日（火曜日）午前10時開会

○議 事 日 程

日程番号	議 件 番 号	議 件 名 等
		町長行政報告
		一 般 質 問
1		

会議に付した事件

町長行政報告
一 般 質 問

○出席議員（17人）

1 番 川 見 久 雄 議員	2 番 藤 井 友 幸 議員
3 番 吉 川 幸 一 議員	4 番 千 葉 正 博 議員
5 番 宗 像 一 議員	6 番 松 本 諫 男 議員
7 番 菊 地 康 雄 議員	8 番 斎 藤 芳 幸 議員
9 番 廣 山 麗 子 議員	10 番 金 澤 学 議員
12 番 古 川 盛 議員	13 番 松 尾 為 男 議員
14 番 渡 邊 雅 文 議員	15 番 黒 澤 誠 議員
16 番 高 橋 欽 造 議員	17 番 武 田 武 孝 議員
18 番 湯 浅 亮 議員	

○欠席議員（1人）

11 番 石 本 洋 議員

○地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のため出席した者は、次のとおりである。

町 長	齊 藤 敏 雄
教 育 委 員 会 委 員 長	高 久 教 雄
監 査 委 員	吉 岡 正

○町長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

助				役	鈴	木	政	輝
総	務	課		長	畑	中	栄	和
企	画	調	整	課	長		尾	正
税	務	課		長	秋	山	秀	敏
住	民	生	活	課	長	高	橋	昭
保	健	福	祉	課	長	浜	田	正
建	設	課		長	村	中	隆	雄
農	林	課		長	齊	藤	正	明
水	道	課		長	常	松	敏	昭
商	工	観	光	課	長	西		浦
児	童	保	育	課	長	富	田	秋
老	人	ホ	一	ム	所	長	尾	直
屈	足	支	所		長	田	中	透
庶	務		係		長	武	田	芳
財	政		係		長	佐	藤	博

○教育委員会委員長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

教		育		長	阿	部	靖	博
学	校	教	育	課	長	加	藤	健
社	会	教	育	課	長	高	橋	未

○農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

事	務	局		長	小	森	俊	雄
---	---	---	--	---	---	---	---	---

○職務のため出席した議会事務局職員

事	務	局		長	佐	々	木	裕	二
書				記	桑	野		恒	雄

開議の宣告

湯浅亮議長 本日の欠席届出議員は、11番、石本洋議員であります。

ただいまから本日の会議を開きます。

議長において作成いたしました本日の議事日程は、別紙お手もとに配付したとおりであります。

(宣告 10時00分)

行政報告

湯浅亮議長 次に、町長から行政報告の申し出がありますのでこれを許します。斉藤町長。

[斉藤敏雄町長 登壇]

斉藤敏雄町長 6月9日の行政報告以後、新たな状況が生まれましたので、行政報告をさせていただきます。

本町の収入役と2名の職員が、シカ猟に関連いたしまして、町民から不適切な点があるのご指摘を受けていた問題で、4月14日開催の臨時議会におきまして、この間の経過について行政報告を行ったところであります。

その後、この問題に関連いたしまして、新得警察署の任意での捜査を受けるところとなりました。この結果、保健所の無許可施設で解体処理された、これらシカ肉の一部が流通していたことが判明し、食品衛生法違反の疑いで釧路地方検察庁帯広支部に、6月15日書類送検されるにいたりました。

地方公務員としてあるまじき行為であり、まことに遺憾であります。

さきにご報告申し上げました、地方公務員法違反の問題、また社会的反響の大きさなど、事態を重く受け取め、関係職員に対し相当の処分をいたすことといたしております。

今回の一連の不祥事の当事者として、収入役の自己責任と、町長及び助役の監督責任を含めて、明日21日の本会議に、関連条例、及びそれに伴う減額補正の予算案を提案させていただきたいと思っております。

一連の不祥事に、重ねて深くおわびを申し上げます。

今後、再発防止への道筋を明らかにしながら、信頼回復に全力を挙げて取り組んでいく決意であります。どうぞよろしくお願いをいたします。

[斉藤敏雄町長 降壇]

日程第1 一般質問

湯浅亮議長 日程第1、一般質問を行います。

一般質問の通告がありますので、順次発言を許します。

湯浅亮議長 16番、高橋議員。

[高橋欽造議員 登壇]

高橋欽造議員

1. 新得観光振興公社について

本定例議会において、私は3点について質問をさせていただきたいと思います。

既に理事者側には通告をさせていただきますので、できるだけ簡潔に質問をさせていただきますが、ご答弁のほうはひとつ誠意をもってお答えいただきたいと思います。

さて、ただいま町長から行政報告がございました。私のこれからの質問にたいへん関連のあることですので、この点についてまず質問をさせていただきたいと思います。

昨年の暮れ雪上車による職員の、違法とは言いませんけれども、モラルの問題での件が発覚いたしまして、これに森林管理署新得事務所のほうから始末書の提出を求められ、それに応じたということでございました。

町長はこの件について議会で謝罪をし、そして的確な調査をしたいということでございました。助役そして吉岡、川見両監査委員の調査を求めまして、4月14日臨時議会において、この調査結果における不適切な部分があったということで、町長はご自分を含め、処分をいたしたいということでございました。

それからもう半年以上たっているわけですが、ただいま町長の行政報告では、明日の議会においてこの結論を出したい。報告をしたいということでございます。

私はそこでなぜ特別調査報告が出たのに、今日まで時間がかかったのか、この時間がかかったことが、町民や関係者に多くの不安と、そしていろいろな雑音を耳にして苦慮されたのではないのかなと、そしてまた、議会もたいへん無関心であるという批判も受けたところであります。

私は町長に申し上げたいんですが、こういう報告が出たときには、速やかに処分をするべきではなかったのかなと思うのでございますが、いかがでございましょうか。

さて本題に移らさせていただきますが、先般配付されました株式会社新得観光振興公社、決算書並びに予算書、そして平成12年の計画案を見せていただきました。平成5年12月に開業以来、毎年3,000万円という多額の寄附を町にさせていただいております。これは支配人はじめ従業員皆さんの、たゆまぬ努力の結果だと心から敬意と感謝を申し上げます。

しかし、本年の事業計画を見ますというと、寄附の欄は6万円というようになってございます。前年度の決算では、3,003万円となっているわけですから、なぜこんなに急に落ちるのか、お伺いをいたすしだいであります。

次に第2点であります。国民宿舎東大雪荘は新得町の唯一の誇れる施設でありまして、中でもこの施設での自慢の料理はシカ肉の刺身、たたき等でありました。この度の不祥事で、これを断念せざるをえないということをお伺いしております。

今まで、いっしょうけんめいがんばってこられた従業員の皆さんがたが、どんなにかつらい思いをされているのではないのかと考えますが、これに代わるなにかメイン料理を考えておられるのか、これからこういった点についてどのような考えでおられるのか、町長は社長でもありますし、行政のトップでもあります。お伺いをいたすしだいあります。

また、この国民宿舎東大雪荘は、平成5年建設をされたわけですが、この建設にあたりまして、不肖、私がトムラウシ地域開発特別委員長を命じられ、この施設の

完成に少なからず携わったものとして、たいへん愛着を持っているわけでありませぬ。

残念なことに平成11年の入り込み状況を見ますと、前年比約2千人の減ということでございまして、たいへんこれからの厳しい、このような施設の利用客の足が止まる状況にあるわけでありませぬが、これらについて今後どのような対応をしようと考えておられるのか。

職員を派遣しないということで、4月から職員は行っておりませぬ。こういう点で、従業員等の意気込みが心配されるわけでありませぬ。この点についてもお伺いをいたすしだいでありませぬ。

2. 平成12年度予算が成立したがその進ちょく状況について

次に平成12年度予算が3月に成立をしております。職員の皆さんは、少ない予算で大きな効果を上げるということで、ご努力をされていることと思ひます。

そこで予算の進ちょく状況について、お伺いをいたすしだいでありませぬが、ひとつはダイオキシンの問題等で町があっせんしました焼却炉、これの回収をしますということで予算を組んでございませぬ。

予算を組んだ結果です、現在までどの程度回収されたのかをお尋ねをいたすしだいでありませぬ。次に町内の環境整備、美観という点からも廃屋が目立つということから、これもまた予算を付けております。現在どのような状況になっているのか、これも合わせてお尋ねをいたすしだいでありませぬ。

そして最後に全体的な予算の進ちょく状況、どのようになっているのかお聞かせをいたしたいと思ひます。

3. 介護保険制度実施後の状況について

最後になりましたけれども、過般の新聞紙上で4月から始まりました介護保険制度、たいへん私は憂慮すべき点を感じました。それは始まってまもないのに、せっかく要介護の認定を受けたかたが、認定返上したという記事が出ておりました。なにが原因なのか、もちろん新しい制度でございませぬから、いろいろな問題はあろうかと思ひます。

私はせっかくのこういう制度でございませぬから、そういうかたがたにもっともっと詳しく知らせ、そして安心してこの制度の恩恵を受けれるような、安心して生活できるような状況にするのが、行政の責任であらうかと思ひわけでありませぬ。

そういった点について、町長のお考えをお聞かせをいたしたいと思ひます。以上でございませぬ。

[高橋欽造議員 降壇]

湯浅亮議長 斉藤町長。

[斉藤敏雄町長 登壇]

斉藤敏雄町長 ただいまのご質問にお答えをいたします。

このたびの、株式会社新得観光振興公社に関連しての不祥事に関しましては、トムラウシ温泉発足以来関係者はじめ、従業員が営々と築いてきた礎を汚す結果となりましたことは、議会並びに町民各位、また、各方面に多大なご心配やご迷惑をおかけいたす結果となりました。私の不徳のいたすところでありませぬ。

今後はかかることがないよう、管理監督に十分意を用い再発防止に万全を期してまいる所存でありませぬ。

また、ただいまは4月の行政報告以来、今日まで処分に時間が長くかかったのではな

いかというご指摘であります。私どももそうした監査委員の監査結果、並びに町の助役の調査結果を踏まえて、そうした処分問題について検討していた矢先にですね、それと前後いたしまして、新得警察署から別な観点を含めて、この事件について捜査協力の依頼がございました。

したがいまして、そういう状況が発生をしてですね、それからそれを前にして、処分をいたすというのは適当ではないと判断をいたしまして、全体像が明確になった時点と、このように判断をしてその時期が今回だと考えているところであります。

さてご質問にありました、財務計画書の寄附金の計上についてでございます。平成5年の新装オ・ブン以来、毎年約3,000万円の寄附が町になされております。町ではこれを基金に積み立てて、将来に備えているところでありまして、現在その額は、2億900万円の積立金となっております。

例年町への寄附につきましては、2月に仮決算を行いまして、その営業結果によりまして寄附をいたしているところであります。

予算の計上額につきましては、通常各種団体等に対する寄附というものを想定いたしまして、それに見合う額を前年度予算計上いたしておるわけでありまして、今、高橋議員ご指摘のとおり、結果としてそうした多額の寄附が本町になされているということは、それは関係者のですね、努力の結果であったと考えているところであります。

次に特別料理の問題であります。

東大雪荘の特別料理につきましては、ご承知のとおりその素材は山菜・ニジマスそしてシカ肉であります。特にシカ肉につきましては、多くのかたがたに親しまれておりまして、東大雪荘の大きな魅力の一つにもなっているところであります。

利用客のかたがたのアンケートの声にもですね、多くのかたがたからおいしかったと、また来たいと、そうした声がたくさん寄せられているところであります。

しかし残念ながら、今回のことを契機といたしまして、保健所からの指導もございまして、生での提供は中止のやむなきに至ったところであります。

当面、ほかのシカ肉につきましても、積極的に提供していくことは、当面自粛をしていきたいと考えております。

これから夏の観光シーズンを迎えるわけでありませんが、現在これに代わる新たな料理を、ちゅう房のスタッフがですね鋭意新メニューの創作に向けて、取り組みをさせているところであります。

次にトムラウシ温泉の今後についてであります。

トムラウシ温泉はご承知のとおり、秘境の地にありまして、豊富で良質な湯量と雄大な景観に恵まれ、一時の間、俗世界を忘れさせ、また利用されるかたがたに安らぎを与える優れた温泉地であると考えております。そしてまた、本町の最大の重要な観光資源でありますし、また、国民の大きな財産でもあると考えております。

そのような価値観を見出した温泉を開発され、今日の礎を築かれたかたがたに改めて感謝を申し上げたいと考えております。

このような優れた環境資源を最大限に生かしまして、東大雪荘の振興を図っていかねばならないと考えております。

現在のような経済の低迷期にありましても、秘境に対する人気は依然高いものがございます。このような経済環境に合わせた営業努力が、必要になってくると思います。今後は特別監査の結果や、皆様がたからいただきました指摘を踏まえて、事務や体制の再

構築を図り、従業員一同一丸となって、本町最大の財産の魅力をもっと生かしていけるように努力していきたいと考えております。

次に家庭用簡易焼却炉の回収の問題についてでございますが、町が補助制度をもちまして、各家庭のごみの減量化の普及を図ってきたところであります。

しかし、近年ダイオキシンの発生が心配されますので、町が今回無償でこの焼却炉の回収処理をするため、取り組んでいるところであります。

既にご承知のことと存じますが、お知らせ広報によりまして、町民に周知をいたしました。6月1日から6月23日までの間、町内会の衛生委員さんにその取りまとめをお願いいたしているところであります。

回収につきましては、数量がまとまりしだい、7月中旬から8月末までに実施する予定といたしております。

次に、景観の形成や生活環境の改善と、災害や犯罪の未然防止のために、廃屋解体撤去事業を計画いたしております。

廃屋の解体撤去にかかる費用につきましては、補助金を交付するものでありまして、事業内容の骨子について現在詳細を検討中であります。

そのおおよその内容を申し上げますと、都市計画区域内の個人住宅及び附属建物を対象といたしまして、1平方メートル当たりの撤去費用の上限額を5千500円といたしまして、解体撤去費の2分の1を、50万円を限度に実施するものであります。なお、補助金交付の適否決定につきましては、庁内に職員による審査委員会を設置するようになっているところであります。

町民の皆様には、7月1日のお知らせ広報に、その内容を掲載いたしまして周知いたしますが、町外の対象家屋の所有者にも通知をしていきたいと考えております。

ご質問の趣旨を十分理解いたしておりますので、早急に事業を推進してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

次に平成12年度予算全体の5月末の執行状況であります。一般会計では前年度同月比、0.8パーセント増の8億9,300万円であります。また、特別会計を含めた総体では、前年度同月比、0.5パーセント増の10億8,000万円となっております。

一方、工事の発注状況でございますが、6月末見込みで66件、金額では8億5,300万円となっております。工事予算全体に対する発注率は55パーセントであります。

しかし前年同月比、8.3パーセントのマイナスとなっております。工事関係につきましては、今後も早期発注に努力をしていきたいと考えております。

次に介護保険制度の状況についてお答えをいたします。

多くの議論を重ねてまいりました介護保険制度ではありますが、4月にスタートをいたしまして、3か月目に入っておりますが、このほどそれらの数字の把握ができました。4月末の状況をもとにいたしまして、ご答弁を申し上げたいと思っております。

1点目の要介護認定の状況であります。当初の申請者数は介護を必要とするであろうと把握していたかたが、施設入所者を含めまして234名、把握もれを含め新規のかた16名の、合計250名を予想しておりました。

これをもとにいたしまして、4月末までに224名のかたが申請を受け付け、認定結果として在宅サービス、施設サービスを受けているかたが166名、死亡及び転出が6名、医療入院及び養護老人ホーム入所者が20名、サービス調整中及び2次判定待ちが15名、自立判定が13名、認定は出たがサービスを利用しないかたが4名となっております。

ります。

なお、自立判定者のうち11名が自立対応のサービスを受けているところであります。また、4名のかたのサービスを希望しない理由ですが、現在はまだ家族で対応が可能とのことであります。

介護を必要とした234名の中で、申請がなかったかたが24名おります。その理由は、まだ必要性を感じていないかたが8名、医療入院及び不在15名、経済的理由1名となっております。

2点目の取り消しの状況であります。在宅のかたが医療入院が必要になり、申請を取り下げられたかたが1名おりますが、新聞報道等で行われている、制度上のことを理由に取り下げたかたは、本町ではないと聞いております。

3点目の問題ですが、全体を把握した中でお話し申し上げるには、今しばらく時間が必要かと考えております。5月23日から6月2日にかけて、要介護認定者180名を対象に、制度の導入により介護サービスの利用や、日常生活がどのように変化したか、併せて制度のPRを目的に、アンケートを実施したところであります。

そのうち、113名のかたから回答をいただきましたので、その中から何点か特徴的な点についてお話しを申し上げます。

認定を受けた介護度について52パーセントが適当と考え、次に思っていたより低いというかたが17パーセント、どちらとも言えないが14パーセントとなっております。

また、サービスの満足度について、満足度が55パーセント。また、ケアマネジャーとの話し合いの状態につきましては、満足が59パーセントとなっております。

今後のサービスの利用につきましては、当面今のままでよいが62パーセントとたいへん高いものがありますが、負担が増えても更に多くのサービスを望むかたも13パーセントおられます。

利用者負担につきましては、46パーセントのかたが負担が増えたと感じていますが、サービスを利用することによって、生活しづらくなったと感じているかたは2パーセントであります。逆に楽になったと感じているかたは、15パーセントいることも分かりました。

在宅サービスの負担増は間違いなくありますが、反面、特別養護老人ホーム入所者は、ほとんどのかたが負担減になっております。

保険料につきましては、65歳以上のかたで10月から徴収されることを51パーセントのかたしか理解されておりませんでした。これらのことを判断いたしますと、負担の増は感じておりますが、制度の理解に不足があることを加味しても、取りあえずはまずまずのスタートであったのではないかと考えているところであります。

しかし、3月議会でもお話し申し上げましたが、時間の経過とともに、制度上あるいは利用上の問題点は出てくると考えております。それらの問題点につきましては、その都度、国に対する制度改正要望はもちろんのこと、本町におきましてもサービスの向上を目指すことを観点に、対応していきたいと考えているところであります。

[斉藤敏雄町長 降壇]

湯浅亮議長 16番、高橋議員。

高橋欽造議員 ほんとうに残念な事件でありました。しかし、私は町長が信頼している助役、そして監査委員の特別報告を受けて、その結果において町長があのようにお話をなさったわけでありますから、やはり早くされたほうが良かったのではないのかな。

捜査に協力をしてほしいというのは、それはそれとしてまた別問題ではなかったのかなというように思っているんです。

そのことがいろいろな不安や、そして不信を抱いた原因でないのかなというように思っているわけでありまして、ちょっとその辺が私の考えとちょっと違うのかなとこう思っています。

できれば早くそういう点をですね、解決できるものはしていくべきではなかったのかなというように、思っているところでございます。

さて、税法上というか、この事業計画っていうのはですね、私は仕事をするものの努力目標といいましょうかね、そういうことでないかなと思うんです。浮いたからっていうことよりもですね、最初からこのくらいはがんばるぞという努力目標をして、仕事に従事する。その結果、事業計画以上に出たというのが、喜びの私は大きな要因であり、また、やりがいのあることになるのではないのかなと思うんですね。

そういったことでですね、私もやっぱり民間的にどうしても考えるわけでございますから、民間としてはやっぱりそういうような方法が、よろしいのではないのかなとこのように思うんです。

次にですね、シカ肉がだめになったということで、いろいろ今ちゅう房の係の人たちが、いっしょうけんめい考えておられるということでありまして、私はですね一つ提案を申し上げたいんですね。

というのは、ある日、17、8人で行ったことがあるんですね、ごちそう出してくださいました。天ぷらを出してくれましてね山菜の、たいへん見た目では、私もいやあ、おいしいだろうなとこう思った。ところが残念ながら冷たいんですね。冷たいんですよ。あれがですね、あったかければどれだけおいしかったかなと。

私だからね、そういった面ですね、なにも皆さんいろいろと考えられることも、これ大事なことですけれども、そういったことで、そう苦慮しなくてもですね、確かに忙しいと思いますね、天ぷらの熱いやつをお客さんに出すっていうことは、これはたいへんなことだと思いますけれども、そういったこともですね、一つの私はアイデアではないのかなと。アイデアっていうよりも、そうアイデアにはならないのかもしれないけれども、そういうことも大事なことでないのかなとこう思っているんです。

ですからそういったこともですね、ひとつお考えになられたらよろしいのではないのかなと思っているところでございます。

いずれにしても、あの建物は15億円からのお金を投じてですね、あの施設を造っていただいたんです。私、振り返ってみますと、当時の佐々木町長計画案では5億円だったんですね、5億円で建てたいって、いやそんなけちな考え持たないでもっとりっぱなもの建てないとだめですよこれからはということで、恐らく3倍の15億円ぐらいかけたと思うんです。

そういう当時その委員に所属していた人は、今この委員にはおりませんけれども、非常にそういう思いを持っておりますので、私はせっかくあそこまでやっていただいた施設でございますから、新得町の宝としてですね、これからなんとしてでも、成功してもらいたいもんだと思っているしだいであります。

さきほどご答弁いただいたか、ちょっと聞き漏らしたかは知りませんが、職員の派遣について私質問をしたように思っております。してなかったでしょうかね、職員の派遣が4月からしていないと、今後そのままで行くんでしょうかという質問させてい

ただいたんですが、その答弁もちょっとなかったんでないかというように思っておりますので、その辺についても、ひとつご答弁をいただきたいと思います。

さて、12年度ですね予算の中で、焼却炉の問題なんですが、これ焼却炉にたしか1万円ずつ助成したはずなんですね、そうしますとなんて言うんですかね、表は残っていますよね、リストって言うんですか。どこどこにだれだれに1万円ずつやったっていうリストはたしかあるはずなんです。

そうするとですね、その前にですね、町長これはあれですか全部撤去する気はないんですか、うちはこれ使うよと言ったらそれはいいですよって言うんですか、その辺もちょっとお尋ねをしたいと思うんです。

私はこれ撤去するっていうことになったのはですね、やはり焼却することによって、今いろいろな紙がありますからね、ダイオキシンの問題だとかそういう衛生的な問題、それから公害的な問題、そういうようなことがあって、この撤去するということになったのではないのかなと思っておりますので、その点についてをお聞かせいただきたいと思います。

それから廃屋の件でございますけれども、50万円を限度とした2分の1の助成をしていくんだということでございます。たしか予算412万5千円でしたかね、みていたと思うんですけれども、これあちこちあるんですねやっぱり、どのような申請をさせていかなければならないのか、申請を受けてもですね、さきほど職員による審査委員会を設けてやりたいということでございますけれども、その辺のどうなんでしょうかね、これ審査委員会まで設けてやらなければならないのかな。その辺ちょっとお聞かせをいただきたいと思います。

それから進ちょく状態、だいたいもう50パーセント超えているというお話しでございます。私はこれなぜこんなことを言うかということですね、この北海道というのはやっぱり5、6、7、8、9、まあ10月ぐらいまで考えていいんでしょうか、非常に気候的にも、それから日照期間が長いわけですね。

そうするとそれなりの仕事ができる。いろいろ労働問題、労働時間の問題だとかありますけれども、そういったことで早く発注できるものはしてあげることがですね、請け負ったかたがたもですね、それなりの恩恵があるのではないのかなと。

やはりこれから非常に厳しい経済情勢の中で、できるだけ安くですね、いいものを建ててもらおうというのが、町の考え方でないのかと思うんです。そういったことからいきますというと、こういうところの配慮も必要でないのかなと、こう思って質問をさせていただいているところでございます。

それから介護保険制度のことでございますけれども、まあまあ、だいたい半分以上のかたは、今の状況を満足してるって言うていいのではないかなというようなニュアンスのお話でございました。

私も初めての制度でございますから、私の所属している文教福祉委員会で、何回となく勉強をさせていただいておりますけれども、私自身も聞かれた町民の皆様がたに、的確な説明をできないような状況で、担当課長にもですね、何回か勉強させてほしいねというお話しもしておりますし、課長もそういうような考えでいるようでございますけれども。

やはりこういう制度っていうのは、安心してですね受けれるような状況にしていくのが、これは私大事なことでないかと思うんです。奈井江町の町長でしたか、独自の介

護保険制度を発足させたというようなことを、たしか聞いたことがあるんですけども。

そういうようなところもですね、やはり独自ということは、不安を与えない安心してかかりなさいよというような、意味を持っているのかなと思っています。そういったことから、我が町もですね、独自とは言わなくても、少なくとも不安を与えるようなことのないようにですね、心がけていかななくてはならないのかなと、こう思っているんですがいかがでございましょうか、再度質問させていただきます。

湯浅亮議長 齊藤町長。

齊藤敏雄町長 お答えをいたします。

一般論で申し上げますと、職員の不祥事に対する処分というのは、基本的には一つの案件について1回という、そういう制度の趣旨がございます。したがって、そうしたものを全体像を見極めたうえでという考え方で、今日に至ったということをご理解賜りたいと思っております。

それから、株式会社の場合は事業計画が努力目標と、そして社員がその努力目標を実現するために励んでいっていい成果を出すと。確かに私どもの観光振興公社も株式会社でありまして、したがって、今おっしゃられます民間の発想でこれを運営し、また経営の努力をしていくと。これは当然のことでありまして、そうした面では、できるだけこのなんて言いましょうか、小回りも利いてですね、そうした民間の機動性というものを生かした、そういう運営というものを当然求められるわけでありまして、そうした面では、これからもそうしたことで、努力をしていきたいと考えております。

また、予算計上の問題でありますけれど、できるだけ実現可能な目標を立てて、結果としてそうした収益を生んだといいましょうか、そうした状況が生まれたときに、町のほうに寄附金をと、こういうかたちで従前からとり進めてきているところでありますので、ご理解を賜りたいと思っております。

それからまた、温泉のシカ肉に代わる新しいメニューと、これはちゅう房スタッフが現在鋭意努力中でありまして、いずれそうしたお客様のニーズに合う、新しいものが出てくると考えております。

しかし、今お話のあった揚げたてのそうした天ぷらと、これは非常に心のこもったサービスでありまして、これは当日のですね、お客さんどの程度入られるかという、全体的な問題も多分にあるかと考えておりますが、そうした心の通うようなサービスというものも、心がけていきたいと思っております。

また、職員派遣の問題であります。現在、株式会社ということで公社の職員だけで運営にあたらせております。そして今日までその推移をみておりますし、また、この後におきましても、十分注意深く見守っていきたいと考えております。

そうした中であって、やはり絶対的な人的な問題がどうしても生ずるということになれば、それはその状況を見ながらですね、判断をしていかなければならないのかとどのように思っております。

それから新年度の予算執行にあたりまして、全体像では前年を上回る執行率で今日推移しているかと考えております。しかし、その中でご指摘ありました焼却炉の問題、あるいはせっかくの廃屋処理の問題が、まだ着手するには至っておらない状況でありまして、これについては新しい施策でもありますし、私もそうした時間が多少なりとも遅れてきたことについてはですね、これはたいへん残念だと思っております。

今後、鋭意ですねそうした町民の皆さんがたが、きっとお待ちいただいている面も多々

あるんだろうとも考えておりますので、そうした努力をさせなければならないと考えております。

それから焼却炉を全面的に撤去してはどうかということではありますが、しかし最終的にはこれはですね、個人の財産になるわけでありまして、したがって、そういうダイオキシンその他の問題を含めてですね、ご理解をいただきながら、これは実施をしていかなければならないものではないかと、このように思っているところであります。

また、廃屋の問題につきましても、新たな取り組みでありまして、これが最終的にどの程度、該当されるかたがたの希望がですね出てくるか、全く現段階では未知数であります。

したがいまして、今後のそうした取りまとめの集約状況を見ながら、その後の対策については、検討していきたいと思っております。

また、工事の発注であります、昨年と比較いたしましてのさきほどは数値を申し上げたわけでありまして、昨年の場合はリサイクルセンターの設計が非常に早く出来上がっていたということで、大きな金額の発注が早くできたということでもあります。

今年、当面予定いたしております事業につきましても、ひとつはこの補助事業に乗せるために、その手続きがまだ整っていないと、あるいはまた設計が完了していないということもございまして、若干大きな金額のやつが何件か抱えておりますので、その分の発注率が下がっていると考えております。

私どもも、早期発注につきましても常に申し上げていることでありまして、今後ともそうした面で鋭意努力をしていきたいと思っております。

それから、介護保険の問題であります。

総体としてはかなりの部分、町民の皆さんがたにそれなりに理解がされてきているかと考えております。高橋議員ご指摘のとおり、そうした新しい制度が住民の皆様がたにとって、安心あるいは分かりやすいものであるということは極めて大事なことであります。

しかし、これは国の制度の中で、全自治体が一様に取り組んでいる事業でありますから、個別になにかをとすることは、なかなか、これは制度上の問題がございまして、さきほどの奈井江の問題も出ておりましたが、これはきっとスタートの時期を早めたと、それから広域連合で、極めて広い行政区域の中で歩調を合わせて取り組んでいると。そういう面では、非常に私もモデルケースだと考えております。

私どもも、西部3町での取り組みをいたしておりますので、そうした優良事例に習った努力もしていかなければならないと、そのように思っているところでありますので、ご理解を賜りたいと思っております。

湯浅亮議長 16番、高橋議員。

高橋欽造議員 質問は3回で終わりでありますので、これが最後になるわけでございますけれども。この処分は1回やったらもうできないと、1回で処分というものは、そういうものなんだというお話しがありました。

それで私は、明日その結果が出るわけでございますね、そうすると町長のお考えは、いわゆる今日までのトータルを考えて、処分をされるということになるわけでございますね。

そこで私ですね、考えるのは結果的には、私の淡い期待かもしれませんが、不起訴になるかもしれないということも考えることもできますよね。そうするとですね、

町長はなにを信用して、信用してっていったらおかしい、なにをいちばん自分の頭で、ここでこれをベースにして処分をするというお考えになるのかなと。私はさきほど言いましたようにですね、信頼されている助役それから監査委員の報告が、僕はいちばん信頼されていていい問題でないのかなと、こう思っていたんですけども、そうではないんでしょうか。

この問題につきましてはですね、後から3人か4人、なにか関連の質問があるようでございますので、この辺で終わらせておきますけれども、いずれにしても、的確な処分もされるということも大事なことで、こう思っております。

そして職員の皆さんがたが、公僕としてですね襟を正して、がんばっていただきたいものだと、こう思っているところでございます。

いろいろ料理の問題だとか、それから職員の派遣問題だとか、いろいろお話ししましたけれども、いずれにしても町長社長でございますから、たいへんいろいろと頭を痛めているところもあるかと思いますけれども、私はさきほども言いましたように、貴重な15億円もかけた施設でございます。

そして、ほんとうに行ったかたが、みんなもう一回行きたいもう一回行きたいという、そういう声を聞くわけでございますから、行ったかたが不愉快な思いをしたりですね、がっかりしたというようなですね、ことのないようにですね、がんばってもらいたいと思うんです。

ついてはやはりあれだけの事業になったわけでございますから、職員の責任のある立場のものが行って、さい配を振るうということも大事なことでないのかなと、こう思っております。

それから予算の進ちょく状況について、たいへん積極的に取り組まれていることがよく分かりました。ただ、焼却炉の撤収についてはですね、私はこれは徹底していただきたいと思っているんです。

なぜ撤収しなければいけなかったのかという原点に立てばですね、こんなのはおのずから論議する必要はないぐらいに思っているんです。その点ですね、担当の衛生係のかたか、町内会長さんたちか、やはり公害的なことを言い含めてですね、徹底して撤収をしていただきたいものだと思うわけでございます。

介護保険につきましては、町長おっしゃられるように、安心して受けれるような体制を、今後もですねきちっと持っていつていただきたいなと、お互いにこれから我々も勉強しなければいけませんけれども、そういったことでですね、受けられる町民の皆さんがたが、ほんとうに安心して受けれるんだということをですね、分かりやすく我々がお伝えしなければいけない場面もあるでしょうし、また、理事者側もですね、その辺については十分にご配慮をしていただきたいもんだと、こう思うわけでございます。

よろしく願いいたします。

湯浅亮議長 齊藤町長。

齊藤敏雄町長 お答えをいたします。

1点目の処分の問題であります。これは、現在まで法律に触れる部分も含めて、明らかになった事実関係に応じて、その範囲内で行うということであり、そこから先、踏み込んだお話しがあったようですが、これは書類送検以後の問題については、これはどうかたちになるかは、私どもの予測する範囲ではございませんが、その前段での事実関係と法律の関係を含めての処分とご理解を賜りたいと思います。

また、新たな事態になった場合は、これは別な話だと考えております。

次に、職員派遣の問題であります。確かに現時点ではですね1名減員の状態で運営をいたしておりますので、そうした面で現場に無理がかかっているということも理解をいたしております。

必ずしも正規の職員でないとしても、やはりその任にあたる職員に対して、やっぱり責任を持たせてですね、これは運営していくことが必要ではないかと考えております。

さきほども申し上げましたとおり、今後の推移というものを私どもも留意をして、見守っていきながら必要な手立てを講じていきたいと思うところでございます。

焼却炉の問題につきましては、趣旨は高橋議員のただいまのご質問、私どもも十分理解ができます。また、そうした意味合いで、こうした新しい制度をスタートさせたということでもありますので、今後ともそうした観点で、町民の皆さんがたに理解を求めていきたいと、このように考えております。

また、介護保険制度の問題、さきほど申し上げたとおりでありまして、やはり保険制度の中身が非常に複雑すぎるという、やっぱり問題点があると思っております。それは認定そのものも含めて、非常に複雑怪奇であります。

この制度は運用をし、スタートをさせて走りながら考えると、こういう政府の考え方もありまして当面スタートしたわけでありまして、いろいろな課題、現実に制度上の問題もあるわけでありまして、そうしたものはこれから順次ですね、それぞれ実施に移している自治体から、そうした問題がこれから指摘をされていくと考えております。

そうしたものを全体的に集約がされて、いちおうスタートから3年目にですね見直しをしていくと、こういう考え方でありますので、私ども実際にこの保険者として、この事業を運営するにあたっての課題というものをですね、これから将来に向かって常時把握をしながら、そうした意見反映をしていかなければならないと考えております。

以上であります。

湯浅亮議長 4番、千葉議員。

[千葉正博議員 登壇]

千葉正博議員

1. 観光振興公社特別監査について

ただいま町長より行政報告でもありましたが、新得観光振興公社特別監査について、町長の考え方をお伺いいたします。

多くの町民の疑惑と、新聞紙上疑問を持たれ、トムラウシ温泉東大雪荘、町長の指示のもと特別監査を実施され、疑惑解明に向けて調査の結果、一部不適切おおむね適正など監査報告がされましたが、これらの点について町長はどのように考えているか、また改善点についてもお伺いいたします。

[千葉正博議員 降壇]

湯浅亮議長 斉藤町長。

[斉藤敏雄町長 登壇]

斉藤敏雄町長 お答えをいたします。

私どもといたしましても、会社に対する細部にわたっての管理監督が行き届かなかったという面を、深く反省をいたしております、再度このような不祥事が再発しないよ

うに、今回の件を教訓といたしまして、更に特別監査あるいは町の調査結果を踏まえまして、次のように改善策を進めて、できるところから順次、実施に移してまいりたいと考えております。

まず、特定業者への車両修理の集中発注等の問題であります。これらにつきましては、当然のことながら町内の業者に振り分けて、当然やっていかなければならないというふうに考えております。

また、接待費の支出基準の問題であります。一人当たりの限度額あるいは年間の限度額というふうな整理をいたしまして、過度な接待やあるいは公私混同と映らないような透明性を確保していかなければならないと考えております。

また、物品や食料品の発注の問題につきましても、正規な業者からの仕入れというものを原則にしなければならないと考えておりますし、また特別な場合、あるいはまた、職員の備品等を借用したり使用したりする場合につきましても、役員の決裁というものを受けてですね、宿泊代と相殺するような不明朗な処理というものを、禁止していかなければならないと考えております。

また、決裁規定につきましても見直しを図っていきたいと思っております。備品の購入にはそのすべて。修繕費の支出等につきましても、見積書を添付いたしまして、役員の承認を受けるように改めていきたいと考えております。

また、監査の強化であります。従前の監査は中間監査と決算監査の年2回でありましたが、これを4半期ごとに改めることといたしたいと思っております。

その他、細部につきましても、改善を進めているところであります。

今回の件を十分に反省をいたしまして、全従業員が一丸となりまして、必要な改善を進め、お客様に親しまれる東大雪荘を目指してまいりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

[斉藤敏雄町長 降壇]

湯浅亮議長 4番、千葉議員。

千葉正博議員 今、町長からいろいろ改善点が示されたわけですがけれども、これらについては特に質問はいたしません。私は特別監査を実施、また町民の疑惑が真実となり、町独自調査に対しても偽装の申告をし、議会にもその旨報告され議会軽視と、町民軽視とも受け取られる今回の一件、今町民の大きな反響と批判の声に対して、町長は更なるどのような対応をとろうとしているのか、改めてお伺いいたします。

湯浅亮議長 斉藤町長。

斉藤敏雄町長 ただいま千葉議員からご指摘のとおり、監査委員による特別監査、そしてまた、町の内部調査とこれを実施したわけではありますが、残念ながらそれとは違う面が出てきたと。このことは私どもといたしましても、非常に残念だと考えております。当然、公務員としてのモラルと申しましうか、倫理と申しましうか、そういうような点も、大きな課題になるのではないかと考えているところであります。

私どもも、そうした事態を受けまして、自分の身も含めて厳しく処していくと申しましうか、そういう姿勢でおるところでありまして、このうちは町民の皆様がたの信頼回復に万全を期していくと、全力を挙げていくと、そういうことでひとつご理解を賜りたいと考えているところであります。

湯浅亮議長 4番、千葉議員。

千葉正博議員 今回の一連の不祥事で秘境の湯、東大雪荘トムラウシ温泉の大きなイ

メージダウンが図られました。全国的に特に旅のガイド等広く紹介され、旅行客にはたいへん貴重な場所として取り上げられております。

町として今回の不祥事の反省と、イメージアップに全力で取り組んでいただきたいと思います。

湯浅亮議長　ここで暫時休憩をいたします。20分から再開とさせていただきます。
(宣告　11時05分)

湯浅亮議長　休憩を解き再開いたします。
(宣告　11時19分)

湯浅亮議長　2番、藤井議員。

[藤井友幸議員　登壇]

藤井友幸議員

1．障害者等優遇措置について

私は次の関係について質問をいたします。まず質問事項であります。障害者等の優遇措置についてであります。本町は福祉の町ともいわれ、わかふじ寮をはじめとする多くの福祉施設があります。また、本年4月には屈足わかふじ園が開設され、療護施設として障害あるかたがたに明るい光を与えたものと思います。

これらの施設の建設にあたっては、町長をはじめとする関係者の努力に敬意と感謝を表すものであります。この施設の開設により、屈足地域の振興に大きく寄与するものと、期待をしております。

このような中であって、本町には現在約600人近い障害者が生活をしている状況であります。5月の高齢者の状況であります。65歳以上の高齢者は1,816人、総人口の23.9パーセント。70歳以上につきましては、1,243人で16.3パーセント。75歳以上では775人で約10パーセントと、管内町村の中でも数字では高いほうから6番目という状況であります。

これらの数多くの障害者、高齢者に生きる喜びと光、希望を与え、住み良い地域環境づくりと健康増進を図るうえからも、温泉入浴料等の優遇措置が必要と考えられますが、町長の考え方をお伺いいたします。以上です。

[藤井友幸議員　降壇]

湯浅亮議長　斉藤町長。

[斉藤敏雄町長　登壇]

斉藤敏雄町長　お答えいたします。

身体障害者の皆様の温泉利用施設の優遇措置につきましては、ご承知かと思いますが、株式会社トムラ登山学校レイク・イン並びに株式会社新得観光振興公社では、平成10年の5月1日から、独自に満75歳以上で希望のされるかたがたに優待券を発行いたしまして、350円のところ200円でご利用いただけるように、既に取り組みをいたしているところであります。

今日の経済情勢や経営の状況、特に株式会社トムラ登山学校レイク・インは、施設のリフォームの時期を迎えておりますことから、会社側にこれ以上の負担を求めることは、

難しいのではないかと考えております。

また、町の施策として負担をとということになるかと思いますが、今、地方分権や国の行財政改革の推進等によりまして、地方自治体の財政事情も一段と厳しさを増してきている中にあります。

また、高齢社会に入り、介護保険をはじめ新たな高齢者福祉や、多くの行政ニーズにこたえていくためには、やはり広く公平に受益者負担を求めていかなければならない状況にあると考えております。

したがいましてただいまのご質問につきましては、当面できないということで、ご理解を賜ればと思います。

[齊藤敏雄町長 降壇]

湯浅亮議長 2番、藤井議員。

藤井友幸議員 ただいまの町長の答弁で財政事情、又は公平負担ということを考える理解をるところでありますけれども、他町村でも減免措置がとられているところもあり、町民からこのような声があるということを受けとめ、今後研究を進めていただきたいと思っております。

湯浅亮議長 齊藤町長。

齊藤敏雄町長 基本的には、ただいま申し上げたとおりでありますけれども、ただいまのご質問の趣旨を踏まえて研究をしてみたいと考えております。

湯浅亮議長 12番、古川議員。

[古川盛議員 登壇]

古川盛議員

1. 防災について3点について質問いたします

一般質問にあたり、前前回に引き続きまして防災について、3点について質問をさせていただきます。

最近では有珠山の噴火災害により、近隣町村の被害が大きく、また町民の暮らしも不安が大きいのと思っております。そこで、本町では過去に十勝岳噴火、又は十勝沖大地震の経験があります。今年の防災の日に、3町合同により防災訓練が行われますが、町民の関心は強く、どのような訓練をされるのかお伺いいたしたいと思っております。

2点目に本町の防災計画、見直しをされるのにあたり、どのような点を重点において見直しされるのかをお尋ねいたします。

3点目には防災計画に伴い、21世紀に向けての危機管理の整備、また消防庁舎の改築移転について、どのような考えでご計画されているのかをお尋ねいたします。

以上3点についてお伺いいたします。お願いいたします。

[古川盛議員 降壇]

湯浅亮議長 齊藤町長。

[齊藤敏雄町長 登壇]

齊藤敏雄町長 お答えをいたします。

本年は9月1日の防災の日に併せまして、西十勝消防組合防災訓練が保健福祉センター前駐車場を会場に行われる予定であります。

現在、計画案の策定中でありまして、その内容は局地的な地震災害発生に伴う

火災、救助、救急及び近隣町からの応援出動体制の検証となる訓練でありまして、町・消防・地域住民が参加できる総合演習として実施していく方針であります。

次に防災計画の見直しの関係であります。現在の計画は以前に策定したものでありまして、それ以後、道と協議をいたしまして、逐次見直しをしておりましたが、昨今の災害に対応できる地震や火山噴火災害対策などを含め、今回全面改正を進めているところであります。

その内容は防災組織、情報通信災害予防対策などの見直しを行うとともに、関係各機関がその機能のすべてを挙げて、町民の生命、身体及び財産を守るため、万全を期してまいりたいと考えているところであります。

3点目の危機管理の整備につきましては、町民への情報伝達をはじめ、各関係機関との連絡調整及び災害時の重機借り上げ、食料の調達など、防災計画の中に網羅していきたいと考えております。

また、消防庁舎の改築の問題であります。

全体的な財政状況を勘案しなければなりませんけれども、総合計画の中で平成15年度以後、改築の計画といたしておりまして、建築場所につきましては、利便性機動性などを十分に検討をし、決定していきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

[斉藤敏雄町長 降壇]

湯浅亮議長 12番、古川議員。

古川盛議員 今、町長が答弁していただきましたので、だいたい分かりましたけれども、防災計画にあたり、その防災の日は年に1回ということで、それで町民に対しての周知といいますか、意識の徹底というか、そういういい機会でないかなというふうに思っております。

それで町内会、連合会もありますし、また、いろいろな機会等があるので、それを基盤として、いろいろと災害とか、また風害いろいろと災害についてたくさんあると思えますけれども、それについての勉強会とか、いろいろな面であろうかというふうに思えます。そういうことで、そういうふうな計画も即お願いしたいなと思っております。

それから2点目でございますけれども、防災計画の中で今いちばん、説明がありましたのでだいたい分かりますけれども、いちばん今感じられますのは、交通事情又は通信関係ですけれども、それに伴ってその受ける受け皿といいますか、そういう面でのいろいろな万が一の場合に備えた、受け入れ体制ということが必要ではないかというふうに思えます。

いろいろと災害の現場におきまして、いろいろとほかのを参考とか、そういうものがたくさんあるのではなからうかというふうに思えますし、また、この見直しについてはこれから作るものでありますから、即時使えるように、またそれと同時にそれに伴った町内会、又はいろいろな面で指導するうえでの長の者が、敏速に動けるような見直しをしていただきたいなというふうに思えます。

それともう一つは、3点目でございますけれども、危機管理の面で消防庁舎の件ですけれども、今町長が言った内容説明がありましたけれども、いちおう機能性とかそれから行動性とかっていうのを、そういう面の位置関係、また、これから交通関係の部門があるかというふうに思えます。

それを頭に入れながら、今からのそういう1、2点のポイントをつかんで、早く決定

をしそして実現に向けていただきたいというように思いますので、その点についてお伺いをしたいというふうに思います。

湯浅亮議長 齊藤町長。

齊藤敏雄町長 今回の総合的な防災訓練につきましては、その中に住民も参加して行われるということでありまして、そうした面では住民の皆さんがたに対する防災の意識啓発という面も含めて、非常にいい絶好の機会になるのではないかと考えております。

現在までのこうした訓練の中に、なかなか住民を組み入れてという取り組みがなかっただけに、私どももそうした訓練に対して期待をいたしているところでありますし、そうした総合的な訓練が成功裏に終了できるように、我々も努力していかなければならないと考えているところであります。

また、防災計画の見直しにつきましてはですね、やはり最近では地震あるいは身近な所で、火山の噴火というふうなことも起きてきておりまして、この災害をあらかじめ想定するというのは非常に至難であります。その種類なり規模がどうかたちでくるかということによって、結果としてその防災対策の体制というのが全く変わるわけでありまして、しかし、いろいろな地域で想定されるそうしたものを、くまなくその中に組み入れて、それに伴って必要な対策というものが、明らかにされていくことが必要だと考えております。

そしてまた、そうした中身については、町民の皆さんがたに周知をされているということが極めて大事なことでありまして、防災計画書を作ることと同時に、その内容を町民の皆さんがたにお知らせをしていくというふうな取り組みが必要だと考えております。

また、3点目の消防庁舎の問題であります。

ただいまご指摘のように、この消防庁舎というのは、救急なり火災出動に極めて迅速に対応しなければならないということをお考えますと、その機能の在り方やあるいは建設する場所の問題、いろいろな課題もあるわけでありまして、そうしたものを少なくとも建設する1、2年くらい前からですね、ある程度その中身についていろいろな検証を行いながら、計画を立てていくということが必要だと考えております。

また、関係の皆さんがたのご意見というものも聞いていくことが必要かなと、そんなふうにご考えております。

せっかくできる新しい施設でありますので、そうした面で課題を残さないような、そういう取り進め方をしていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

湯浅亮議長 7番、菊地議員。

[菊地康雄議員 登壇]

菊池康雄議員

1. 町職員のモラルについて

私は職員のモラルということについて、質問させていただきたいと思っております。

3月の定例議会の後、4月の中旬に公表された、町の内部調査及び特別監査報告書。この公表された内容によって、町職員の地方公務員法、第38条、営利企業の従事制限に反した行為というものが明らかになりました。十分この発表によって、調査がある程度なされたというふうにとってはありましたけれども、その後、食品衛生法違反ということで、この調査された行為そのものが、書類送検をされるという事態にまで発展をい

たしました。

全国的に不祥事が相次ぎ、公務員に対する国民の批判がたいへん強くなっているときに、このマスコミをにぎわした町職員のモラルを逸脱した行為、そのうえに、明らかになった法を犯した行為が、町民に与えた影響はたいへん大きいものがあります。

加えてこの間、たいへん時間はかかりましたけれども、町議会そして関係のない、いっしょうけんめいがんばっている町職員に与えた影響には、計り知れないものがあると思われます。

過日、道庁でも管理職の贈収賄事件の続発を受けて、国家公務員倫理法に基づいて、道の職員倫理規則の策定をしたもようでございます。

新得町においては、交通法規違反・交通事故等に対する処分基準というのは条例上で策定されておりますけれども、今回のようなモラルを逸脱する行為、及び地方公務員法を犯した行為についてどのように対処していかれるのか。

皆さんご承知のとおりですけれども、ちなみに、地方公務員法は町職員が採用されるときに適用される基準ともなっております。

第30条、すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ全力を挙げて職務の遂行に専念しなければならない。

第33条、職員は、その職の信用を傷つけ、又はその職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

第29条、職員がこの法又はこれに基づく条例・規則・規定に違反した場合、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合、懲戒処分をすることができる。

これは、地方公務員法の条文でございますけれども、職員の保証された身分ですとか、それから町民を指導する立場であるということから、町民に対し常に模範的な行動を取らなければならないと断言し、又はそれを押しつけることには、酷なところもあると私も思います。

しかし、今回のように職場の士気の低下、又は町や町民への信用失墜をもたらしたことに対し、人間としての行動の基本であるモラルに反する行為については、最も厳しい態度で接するべきと私は考えております。

あたかも、かわいがっていた飼い犬に指をかまれたというような、町長の心情を察するとき、そのつらさをあえて表に引き出すということには、たいへん忍びないものがありますけれども、今後の再発防止に向けて原因の究明、監督方法の見直しなどを思うときに、懲戒権者としての町長の対応がたいへん重要だと思われます。

見解をお聞きしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

[菊地康雄議員 降壇]

湯浅亮議長 斉藤町長。

[斉藤敏雄町長 登壇]

斉藤敏雄町長 お答えをいたします。

ただいまご質問でご指摘のとおり、全国的に公務員のモラルが問われている中でありまして、そうした中、本町における狩猟に関する一連の不祥事は、地方公務員としてあるまじき行為でありましてまことに遺憾であり、改めておわび申し上げるしだいであります。

ご指摘のとおり地方公務員法は、職員のサービスの根本基準でありまして、同法に抵触した場合は、職員賞罰及び賠償審査委員会規程に基づきまして、公正かつ厳正に処分を決

定しているところであります。

今回の件につきましては、地方公務員法の信用失墜行為の禁止、職務に専念する義務、営利企業等の従事制限、並びに全体の奉仕者にふさわしくない非行のあった場合に抵触をいたしまして、かつ食品衛生法違反の疑いで、釧路地方検察庁帯広支部に書類送検もなされておりますので、全体的な事例を参考にしながら、厳正に処分をいたしたいと思っております。

職員には常日ごろより、公務員としての自覚を促しているところでありますが、町民の不信を招くような行為を防止し、公務に対する信頼の確保を図るために、この際、倫理規程の制定を現在検討中であります。

今後も、襟を正しながら、職員一丸となって信頼回復に全力を挙げて取り組んでまいります。どうか、特段のご理解を賜りたいと考えております。

[斉藤敏雄町長 降壇]

湯浅亮議長 7番、菊池議員。

菊池康雄議員 いろいろな事例にしたがって、その対策を考えておられるということでもありますので、十分町長の懲戒権者としての、その考え方に即して後押しをしていきたいなと思っているところであります。

なんといっても、今回の事件のような再発を防止をすること、それから信頼を回復すること。そして私はいちばん望むのは、日ごろいっしょうけんめい仕事しておられる職員の、士気の低下に影響を与えない。よりやる気を出すような結果にしてほしいということ要望することです。

具体的な例としては、あまりそぐわないかもしれませんが、例えばですね職員のアルバイトについては、軽微な減給で済んだら、あえてその減給処分を受け入れて、それ以上の利益のあるアルバイトをしてもいいのではないかというような、逆にとらえられるような結果は、決して好ましくないと考えております。

最近コンピューターを利用することからはじまって、さまざまに人知れずアルバイトをできることもたくさんございます。頭さえあれば大金が転がり込む機会もたくさんございます。

しかし、それを野放しにしておいていいということにならないのも、やはりこの法律に基づいて、現実にも求められているところでもありますし、その辺も十分に考えていただきたいと思うわけです。

それから今、倫理規定、この新得町においてもそれに基づいて、倫理規定を制定する方向にいるというお話しがございました。これについては、議員の内部でもさまざまな意見があります。特に新得町のような小さな自治体の中では、道ですとか国ですとかたくさんの方の中の構造とは、違う人間関係が求められます。

常にだれがどこに行ったかなにをしたか、一挙手一投足すべて明らかになるような地域柄でもありますので、あまり公務員としての、公務員であっても一町民でもありますので、当然人間関係もあるでしょうし、それからさまざまな町内での経済交流もあると思います。それに影響を与えるような内容は、できるだけ考えていただきたいということも要望しておきたいと思っております。

そういうことも含めて、厳正なる処分ということで町長にお願いをしたいわけです。

ただですね、あえて言いたいんですけども、やはり職員でも上から下までさまざまな階級があります。一般職の場合は、当然地方公務員法に基づいての処分ということに

なると思いますので、すべて町長にお任せしておいて、これは心配ないというふうに考えますけれども、私はいちばん問題にしなければならないと思うのはやはり特別職。その立場というものの、大きさというんでしょうか、町民に与える影響というんでしょうか、やはりその対応は全く違うものと考えております。

その辺のことも、要望として町長にぶつけておきたいと思いますが、いかがでしょうか。

湯浅亮議長 齊藤町長。

齊藤敏雄町長 ただいまご指摘ございましたように、こうした一連の不祥事、そうしたことへの再発防止、当然のことでありまして、私どももそうした観点でこれから全体的なそうした再発防止に、最善の努力をしていかなければならないと、決意を新たにいたしているところでありますし、またこの損なわれた信頼というものを回復するための、最善の努力が求められてくると考えております。

そうした面では役場という組織を挙げて、そうした努力をしていかなければならないと考えております。

また、ご指摘ございました職員全体に対する士気の低下、これはやはり私は認めざるをえないと考えております。そうした面では早く気持ちを切り替えて、みんながそろって前に進めるような、そういうふうな努力も併せてしていきたいと思っております。

また、公務員の営利企業等の従事制限の問題であります。これはどんなことをやっても、その従事制限の許可を受けれるかと、こうはならないわけであります。

基本的な考え方といたしましては、公務に影響を与えないと。そこでその内容を含めて、任命権者の許可を受けた場合に、初めて公務員として営利企業従事の制限がその部分について、解かれるわけであります。

例えばでありますけれども、原稿を書くとかですね、あるいは著書を発刊するとかですね、そういうふうな、多分直接的に公務に影響のない分野については、この制限が許可されるという事例は、いくつかあるかと考えております。

したがって、ある程度限定された枠内で、その許可が行われるものだと、私は理解をいたしております。

続きまして倫理規定の問題であります。

ただいま菊地議員のご指摘のとおりでありまして、私も倫理規定を制定しなければならないこと自体がですね、非常にづらい面があるわけであります。しかし、その倫理規定の中では、やはりこの町の職員というのは、住民の皆さんがたとほんとうに身近な関係でありまして、そうしたいろいろな接触の中から、いろいろな課題の把握ができたりですね、また、職務に非常に役立っていくという点も見逃せないわけであります。

したがってその倫理規定を考える場合に、そうした面を十分考えながらですね、あまり規制で縛ってしまうことによって、職員が縮んでしまうと云いましょうか、委縮してしまうと云いましょうか、そういうふうな状況はやっぱり作るべきではないと、私はこのように考えているところであります。

また、特別職の問題がございました。まさにご指摘のとおりでありまして、結果としてそうした不祥事にかかわってしまったと、その責任あるいは社会的反響というものは、極めて大きいと言わざるをえないかと考えております。

それだけに、私どもも更に襟を正しながら、住民の皆様がたの信頼が得られるような、仕事を通しての努力をしていかなければならないと、そのように考えております。どう

かご理解を賜りたいと思います。

湯浅亮議長 7番、菊地議員。

菊池康雄議員 冒頭の質問でも申し上げたとおりに、3月の定例議会の後の4月中旬ということで、会議の中でも、この取り扱いというのにたいへん遅くなったというきらいがあります。

その中でですね、今月の15日新聞報道ということで、書類送検の話が明らかになったわけです。

私がいちばんショックだったのは、今までにもですね内部調査がですね、その中身を信頼していたというんでしょうか、その気持ちもありましたし、十分に誠意をもって調べていただいたという監査委員さんの報告もございましたので、それ以上は調べようがないのかなという気がしてましたけれども、結果的にはですね、故意に行われたのではないのかなと、疑われる部分があるんですね。

例えばいちばん最初の雪上車の件についても、雪上車に乗って中に入っただけとはいけないということは、毎年毎年警察のほうから指導がある事項でもあります、決して知らないということにはならない。これは自然を大切にしようという、町民憲章にも通ずる中身のことであります。

それからですね、意図的にうそをついてたということが、はっきりしたということ。

それからもう一つ、特に特別職の場合は町の指導者の立場であるということ。

今までも、どのような処分がなされるのかということで、町長とあるいは担当の課長とも、いろいろお話しも承ってきましたけれども、過去にどのような例があったのか、それを参考にというお話しでしたけれども、これ結果的に、これに見合うだけの過去の例があるのかどうなのか、私はまだその後のことは聞いていませんので、照らし合わせることでできるような例があつてのことなのか分かりませんが、このようにいくつかのことでですね、人格を疑われる行動があつたというのはこれ事実だと思います。

このことがですね、さきほど申し上げたとおり、町民そしてですね、私、学校の現場に対する影響というものは、いったいどんなものがあるんだろうかということで、新たな心配もしているわけです。

特に教育の理念となるものが、基本的な普遍的な論理を教えるということでもあるし、その中にはですね、さきほど言った町民憲章も含めて、社会で生きていくうえの心理ですとか正義ですとか、というものを教えていくというのが、この教育の最も基本的な普遍になると思うんですね。

例えば学校の現場の中で学校の管理職にある先生たちがですね、悪いとは分かっているながら生徒に対してうそをついたり、そういう事実が子どもたちに知れたときには、もう教育者としての立場はないとみても同然ではないかなという気がするわけです。

それほど大きな、管理職というのは大きな存在であるということをも含めてですね、この処分というのはほんとうに重大な結果を及ぼすのではないかというふうに感じております。

そのこともですね、教育の現場に対してもどのような影響があるかと考えておられるのかも、もし答弁がいただけるのでしたら、一緒にご質問をしたいと思います。

湯浅亮議長 斉藤町長。

斉藤敏雄町長 ただいまのご質問、今までのほかの議員さんも含めた中でも、ある程度ご答弁申し上げた点があつたかと思いますが、今ご指摘ございましたように、私ども

も助役を中心にいたしまして内部調査を実施をしたと。

もう一つは監査委員さんの手を煩わせまして、特別監査も実施したという経過をたどってきておりまして、その中では、その後新たに新たに出た、食品衛生法にかかわる問題というのは、結果としてなかったわけでありまして。

そのことは住民の皆さんからのご指摘もございまして、それぞれの立場で、そうしたことを意識しながら、調査なり監査が取り進められていったものと考えておるわけでありまして。

しかし調査と申しますのは、やはり相手のあるいは人の人権を踏み込んで調査に及ぶということは、極めて私は至難だと考えております。

したがって、そうした一定の条件下でそれらの調査なり監査というのは、鋭意取り進められたものと、私は判断をいたしております。

しかし残念ながら、その中に調査なり監査と食い違う点が出てしまったと、この点につきましても、私は返す返すも残念だと言わざるを得ないと思っております。そうした意味では、私自身も非常に辛い立場にあるということも、ご理解を賜りたいと思っております。

いずれにいたしましても、そうした一連の社会的反響、あるいは行政に対する信頼、その他もろもろの様相を考えながら、明日にそうした一定のけじめを付けるための議案の提案をさせていただきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

また、教育との絡みの問題につきましても、教育委員長のほうからお願いをしたいと思っております。

湯浅亮議長 高久教育委員長。

高久教雄教育委員長 ただいま、菊地議員さんのほうから、今回の不祥事について学校現場に、いろいろな意味で大きな影響を与えるのではないかとというご質問でございましたけれども、私は当然大きな影響はあるというふうに思っております。

特に教育基本法の中には、第1条でございましてけれども、教育はなによりもまず人格の完成を待つというふうに規定をされております。また、その目的を達成するために、2条には学校及び家庭において、これを教育していかなければならぬ。更に6条でございまして。教員は全体の奉仕者のほかにですね、自己の使命を自覚し、その責務の遂行に務めなければならないということが、規定をされているわけでありまして。

そういう意味で、今回の事件というのは非常に教職員に与える、士気の影響というのは大きいものがあるかと思っております。ただ、私はいつも辞令交付式など、あるいは校長会などにおきまして、厳しく言っておりますことは、常に上に立つものは自己に厳しくそして子どもに対しては常に冷静で、忍耐をもってことに処していただきたいということをいつも申しておるわけでありまして。

そういった意味で、今後とも学校現場におきましても、いろいろな意味で教育委員会として厳しくですね、職員の在り方についてもですね、ことあるごとに指導をしていきたいなというふうに思っております。

特にこの6月の26日27日2日間にわたりまして、今年から初めて始めるわけでありまして、学校現場で道徳教育がどのようなかたちでなされているかというようなことにつきましても、具体的に私たち教育委員として見せていただきました。

学校の教育内容等につきましても今まで視察してございましたけれども、ことに、今年からは道徳教育の在り方についての、先生がたがどうかたちで指導しておるか。そし

てどういう考えをもってことに処していくかと、そういったことまでも細かく分析をし、勉強をし、そして先生の指導にあたっていきたいと、こういうふうに思っておるわけでございます。

抽象的で答弁にならないかもしれませんが、教育委員会の立場として、こういうかたちで今考えているということを申し上げて、答弁にかえさせていただきたいと思っております。

湯浅亮議長　ここで13時まで、休憩とさせていただきます。

(宣告　12時03分)

湯浅亮議長　休憩を解き再開いたします。

(宣告　13時00分)

湯浅亮議長　5番、宗像議員。

[宗像一議員　登壇]

宗像一議員

1．東大雪荘にかかわる問題について

私は今議会、町民のかたが非常に成り行きに注目されております、東大雪荘にかかわる問題についてを一般質問に通告いたしました。

ところがその後、3日後の15日ですね、新聞・テレビ等で収入役ほか職員を含むグループが、司法に触れる結果となり、町長の心中を察すると同時に、議員としてその責任を免れるものではないと、深く感じているものでございます。

質問にあたりまして、通告書にしたがって行うこととなっております。

一番煎じでやるのがいちばん良かったのですが、4番となってしまいまして非常に頭の痛い限りでございまして、先の質問された議員と重複する面があると思います。私は私なりの考えを申し上げ、前任者で答弁しましたよと言われても、致し方ないと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

毎年6月定例議会には、第3セクターの事業決算報告書が公表されまして、特に新得観光振興公社東大雪荘は、例年本町に多額の寄附をされております。11年度第24期事業年度においても、3,000万円を超える多額の寄附をされ、私は支配人を中心に全従業員一丸となって努力されていることに、敬意を表しておりました。

しかし、東大雪荘を舞台にした、狩猟等にかかわる問題が町民有志から提起されたことによりまして、町職員に対する内部調査、及び監査委員による新得観光振興公社の特別監査が行われ、その調査結果が去る4月14日の臨時議会に合わせ公表されました。

その結果、趣味と思われていたシカ猟が、地方公務員法第38条営利企業等の従事制限に抵触しているということを知られまして、私も大きな衝撃を受けたのでございます。そしてこの問題に対する町民の関心は高く、後手後手の議会の取り組みに不満をさらされるのが度々ありましたが、うわさの疑惑では行動すべきでないとは判断しておりました。空気の抜けたタイヤと言われながらも、議員として今議会まで事の成り行きを静観してきましたが、たいへんな結果となり非常に残念に思っております。

そこで、町営国民宿舎トムラウシ温泉東大雪荘としての在り方を感じる時、あって

はならない大きな問題とっております。先般町長は関係する職員だけではなく、自らの処分についても言及されると申されましたが、今議会においてはどのような結論を考えておられるのかということが1点。

また、職員の処分の審査をする賞罰委員会について、町民のかたから問われますがどのような方法で行われているのか、以上2点取りあえずお伺いいたします。よろしくお願いいたします。

[宗像一議員 降壇]

湯浅亮議長 斉藤町長。

[斉藤敏雄町長 登壇]

斉藤敏雄町長 お答えをいたします。

本日の議会の冒頭で発言のお許しいただきまして、行政報告をさせていただいたところであります。また、高橋議員、千葉議員、そして菊地議員にもお答えのとおりでありまして、ことの重大性を真しに受けとめ、綱紀肅正と再発防止に全力を尽くし信頼回復に取り組んでまいりたいと思っております。

今ご質問ありました処分との関連の問題であります。収入役は今回の一連の不祥事の当事者としての自己責任と、町長及び助役の監督責任につきまして、明日21日の本会議に關係条例、及びそれに伴う減額補正の予算案を提案させていただき、責任の所在を明らかにしてまいります。

職員の処分につきましては、賞罰及び賠償審査委員会で審議をいたしまして、町長に意見を具申する方法をとっておりますが、通常とは別に、今回におきましては特別の審査委員会を設け、委員5名で審議いたしましたので、ご理解を賜りたいと思います。

以上であります。

[斉藤敏雄町長 降壇]

湯浅亮議長 5番、宗像議員。

宗像一議員 テーマが東大雪荘ということでございますので、ちょっとここで重複する面があるかと思えますけれども、ひとつよろしくお願ひしたいと思えます。

先般、町独自で行われた調査の結果が、新聞に報道された内容と大きな違いが出てきたのであります。このままでは内部調査において、関係者たちの隠ぺい工作が行われていたと、疑われても仕方がないのではないかとおぼやかしく思われます。

町民のかたの心境を考えると、非常に誠意のある説明と納得のいく結果を、きちんとお知らせをしなければいけないと思うんです。ただ処分をすればいいんだというかたちにはならないと思えます。そこで、町長の考えをやはり聞きたいなと。

また、新聞報道で東大雪荘の存続にかかわる違法行為とあります。トムラウシ温泉はもちろんのこと、本町にとってもたいへん大きなイメージダウンであろうと思っております。これから東大雪の運営は、町の委託を受けた現地職員で業務を遂行されますが、経営の透明性を増すために支配人は交代されましたが、残されている職員はほぼ同じスタッフであります。そういった中で経営改善するためには、どうなんだろうか、大丈夫だろうかという心配を思うわけでございます。

さきほど高橋議員からの質問で答弁もありまして、職員をというような回答もされておりましたが、ひとつそういった面を十分考えながら、ひとつ今後のトムラウシ温泉に向かって、ひとつみんなでがんばらなければいけないのではないかとと思えますが、ひとつそこら辺も、町長の考えがもしあればお願ひしたいと。

また、ただいまは菊地議員からも申されておりました、公務員の関係でございますが、社会全体の風潮として、とかく公務員に対する非常に風当たりが強いわけでございます。最も信頼されるべき公務員の責任ある態度で、業務に向かう姿勢が求められている昨今でございます。

町民の心境として一部職員の行為が、まじめに町の施策にかかわる職員にまで、不信と不満が募る結果となりはしないかとよく言われますが。よくって失礼します。町民からの声も聞くところによりますと、非常に悪いことをしても反省の色が見られていない傾向にあるということも、言われているわけでありますが、そういったことによってまじめにやってる職員に、委縮させることのないように十分気をつけて、ひとつ努力をしていかなければいけないと、そう思うとき町長のお考えを聞きたいと、またさきほど賞罰委員、特別委員会を設けて5名のかたが委嘱されたと申されますが、ひとつ差し支えなければここで公表していただければなと思っておりますが、その点ひとつよろしくお願ひしたいと思っております。

湯浅亮議長 齊藤町長。

齊藤敏雄町長 お答えをいたします。

ただいまご指摘ありますように、さきほどもご答弁申し上げたかと思っておりますが、町の助役を中心にした内部調査、また監査委員による特別監査と、その結果が今回の15日の新聞報道があった、いわゆる新しい食品衛生法違反という問題と、結果が大きく食い違ったのではないかとのご指摘でありまして、また、調査の在り方がどうだったのかというふうな意味合いだったかと考えております。

私どももその結果が、違ったということにつきましては、残念ながら申し開きができない状況であったと考えております。そうした意味では、非常に残念な結果であったと言わざるをえないわけでありまして。

そこで先に行われました町の調査、並びに監査委員の監査というのは、これは一定の与えられた条件の中で、それぞれのお立場で鋭意本人を含めて、その調査に務めていただいたと考えております。

菊地議員のご質問にもお答えしたとおりでありまして、やはり調査には人の人権に踏み込んで調査に及ぶということは、私はできないと考えております。したがってその調査の結果ではですね、調査結果のとおりでありまして、しかし警察の捜査の問題につきましては、これは調査権ではありませんで、司法権というかたちの中で、ある意味ではこの人権とのかかわりも含めて、捜査が行われるものだろうと考えております。

そこに結果として間違いが出てしまったということは、私も遺憾だと考えておりますし、これは結果論でありますけれども、そうした前段の調査の中でそうした事実関係がもしあるとすれば明らかにして、その段階で町民の皆さんがたに、それを明らかにしながら深くおわびをしていくと、これが筋であったと考えているわけでありまして、今となってはそれもかなわない状態でありまして、幾重にもその点についてはおわびを申し上げなければならぬと思っております。

また、新聞報道によるトムラウシ温泉全体のイメージダウンの問題、私どもも懸念をいたしております。せっかくあれだけの多くの利用者の皆さんがたに、ご愛顧をいただいている施設でありまして、これからもそうしたイメージダウンした部分は、営業活動その他、従業員のサービス態勢その他を含めて向上を図り、改善するところは改善をしながら、そうした事態にならないように、努力をしていきたいと考えているところであります。

ります。

また、人的体制の問題でありますけれども、これもお話し申し上げたとおり、当面現体制で様子を見ていきたいと。それに必要が生じた場合については、適宜そうした体制の整備につきましても、努力をいたしていきたいと思っっているところでもあります。

それからまた職員との関係でありまして、そうしたいっしょうけんめい働いている職員に影響が出ないかという問題であります。これにつきましても、私は今ご指摘あったとおりだと考えておりまして、ぜひ早く気持ちの切り替えをしながら、この状況から1日も早くですね、前進をしてがんばっていききたいと思っっているところでもあります。

また、本人たちが反省しているのかというふうな意味の話でありましたが、私は少なくともいろいろな面で、これだけ社会的制裁を受けている中であってですね、これはもう十分に反省しているものと判断をいたしております。

また、処分の問題であります。特別職につきましてもは自己責任と、いわゆる自己罰というかたちで整理をしていきたいと考えております。

(「賞罰委員は、この5名のかたは」の声あり。)

分かりました。特別審査委員会であります。特別職につきましてもは助役及び教育長であります。残り3名の職員につきましてもは、課長職から3名を選任をいたしまして、5名でこの委員会を設置してご審議をいただいたところでもあります。通常時は4名であります。

湯浅亮議長 5番、宗像議員。

宗像一議員 最後ですね、調査と捜査の違いをですね、やはりきちっとしてですね、そして町民に納得のいくような方法をとるべきではないかと、かように思うわけです。

賞罰委員会のその答申案を、最後には町長が決断されるわけですが、それが虚偽申告であったということで、どのようにそれらが今後に影響を与えるのかなというかたちも、ちょっと心配されているわけでございます。

その際に町長はどのようにしてこれからリーダーシップを発揮して、そしてあたっていかれるか、なんとか禍根を残さないような対応をしていただきたいと、お願いを申し上げまして最後の質問といたします。

湯浅亮議長 これにて一般質問を終結いたします。

散会の宣告

湯浅亮議長 以上をもって本日の日程を終了いたしました。
これをもって散会いたします。

(宣告 13時18分)

第 3 日

平成12年第2回新得町議会定例会（第3号）

平成12年6月21日（水曜日）午前10時開会

○議 事 日 程

日程番号	議 件 番 号	議 件 名 等
		諸般の報告（第2号）
1	議案第50号	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
2	議案第51号	工事請負契約の締結について
3	議案第52号	物品購入契約の締結について
4	議案第53号	平成12年度新得町一般会計補正予算

会議に付した事件

諸般の報告（第2号）

議案第50号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第51号 工事請負契約の締結について

議案第52号 物品購入契約の締結について

議案第53号 平成12年度新得町一般会計補正予算

出席議員（17人）

1 番 川 見 久 雄 議員	2 番 藤 井 友 幸 議員
3 番 吉 川 幸 一 議員	4 番 千 葉 正 博 議員
5 番 宗 像 一 議員	6 番 松 本 諫 男 議員
7 番 菊 地 康 雄 議員	8 番 斎 藤 芳 幸 議員
9 番 廣 山 麗 子 議員	10 番 金 澤 学 議員
12 番 古 川 盛 議員	13 番 松 尾 為 男 議員
14 番 渡 邊 雅 文 議員	15 番 黒 澤 誠 議員
16 番 高 橋 欽 造 議員	17 番 武 田 武 孝 議員
18 番 湯 浅 亮 議員	

欠席議員（1人）

11 番 石 本 洋 議員

地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のため出席した者は、次のとおりである。

町				長	齊	藤	敏	雄
教	育	委	員	長	高	久	教	雄
監	査	委	員		吉	岡		正

町長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

助				役	鈴	木	政	輝
収		入		役	清	水	輝	男
総	務		課	長	畑	中	栄	和
企	画	調	整	課	長		尾	正
税	務		課	長	秋	山	秀	敏
住	民	生	活	課	長	高	橋	昭
保	健	福	祉	課	長	浜	田	正
建	設		課	長	村	中	隆	雄
農	林		課	長	齊	藤	正	明
水	道		課	長	常	松	敏	昭
商	工	観	光	課	長	西	浦	茂
児	童	保	育	課	長	富	田	秋
老	人	ホ	一	△	所	長	尾	直
屈	足	支		所	長	田	中	透
庶	務		係	長	武	田	芳	秋
財	政		係	長	佐	藤	博	行

教育委員会委員長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

教		育		長	阿	部	靖	博
学	校	教	育	課	長	加	藤	健
社	会	教	育	課	長	高	橋	末

農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

事	務	局	長	小	森	俊	雄
---	---	---	---	---	---	---	---

職務のため出席した議会事務局職員

事	務	局	長	佐	々	木	裕	二
書			記	桑	野	恒		雄

開議の宣告

湯浅亮議長 本日の欠席届出議員は、11番、石本洋議員1人であります。

ただいまから本日の会議を開きます。

議長において作成いたしました本日の議事日程は、別紙お手もとに配付したとおりであります。

(宣告 10時00分)

諸般の報告 (第2号)

湯浅亮議長 諸般の報告は、朗読を省略します。

別紙お手もとに配付したとおりでありますので、ご了承願います。

日程第1 議案第50号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

湯浅亮議長 日程第1、議案第50号、特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。斉藤町長。

[斉藤敏雄町長 登壇]

斉藤敏雄町長 議案第50号、特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして提案のご説明をいたします。

このたびのシカ肉問題をめぐる一連の不祥事に対しまして、収入役の特別職としての責任と、町長、助役の監督責任を明らかにするため、給料の減額措置を講じようとするものであります。

減額の内容につきましては町長が給料月額50パーセントを2か月間、助役は50パーセントを1か月間、そして収入役は50パーセントを6か月間、それぞれ減額するものであります。

附則といたしまして、この条例は平成12年7月1日から施行するものであります。

こうした事態に立ち至ったことに、重ねておわび申し上げ、ご審議賜りますようお願いいたします。

[斉藤敏雄町長 降壇]

湯浅亮議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。7番、菊地議員。

菊池康雄議員 昨日の一般質問も含めて、町民の目の厳しさを指摘してきたつもりですけれども、町長は減額補正という中身、長さがいろいろあります。それからパーセントもいろいろあります。

この中で厳しさというのをどこに求めてきたのか、お伺いしたいと思います。

湯浅亮議長 斉藤町長。

斉藤敏雄町長 昨日の一般質問の中でもいろいろなご質問をいただきまして、今日おかれているこの問題についての、私どもの認識をご説明してきたかと考えております。

いずれにいたしましても一連の不祥事の中で、特別職である収入役がかかわっていたという問題については、私どもも非常に事態を重く受け止めております。

このただいま提案を申し上げました内容で、ご理解をいただけるかどうかの問題あるわけではありますが、私どもも全道的ないろいろな事例、その他を参考にいたしまして、そうした中でも厳しい処分として、本日ここに提案をさせていただいたしだいでありまして、ご理解を賜りたいと考えております。

湯浅亮議長 ほかに。

(「なし」の声あり)

湯浅亮議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

湯浅亮議長 討論はないようですので、これから議案第50号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手多数]

湯浅亮議長 挙手多数であります。

よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第51号 工事請負契約の締結について

湯浅亮議長 日程第2、議案第51号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。畑中総務課長。

[畑中栄和総務課長 登壇]

畑中栄和総務課長 議案第51号、工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

1、契約の目的。トムラウシ自然体験交流施設新築建築工事。

2、契約の方法。指名競争入札でございます。

3、契約の金額。8,820万円でございます。

4、契約の相手方といたしまして、上川郡新得町1条北1丁目2番地、植村土建株式会社、取締役社長、植村高志。

なお、工期につきましては、平成12年11月30日といたしてございます。

次のページに資料1、工事の概要・付近見取図・全体敷地図・配置図。資料2、3は、交流施設平面図・立面図・断面図を、資料4、5は、コテージ平面図・立面図を、資料6は、バーベキューハウスの平面図等を添付してございます。

以上よろしくご審議のほどをお願いいたします。

[畑中栄和総務課長 降壇]

湯浅亮議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

湯浅亮議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

湯浅亮議長 討論はないようですので、これから議案第51号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

湯浅亮議長 挙手全員であります。

よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第52号 物品購入契約の締結について

湯浅亮議長 日程第3、議案第52号、物品購入契約の締結についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。畑中総務課長。

[畑中栄和総務課長 登壇]

畑中栄和総務課長 議案第52号、物品購入契約の締結についてご説明申し上げます。

- 1、契約の目的。新得中学校コンピュータ更新。
- 2、購入契約をする物品名及び数量。生徒用パソコン40台、教師用パソコン1台ほか。
- 3、契約の方法。指名競争入札でございます。
- 4、契約の金額。1,532万4千750円でございます。
- 5、契約の相手方といたしまして、上川郡新得町本通南1丁目5番地、有限会社マル三相馬商店、代表取締役、相馬邦章。

なお、納期につきましては、平成12年7月28日といたしてございます。

次のページに資料といたしまして、物品名・数量・概略図を添付してございます。

以上よろしくご審議のほどをお願いいたします。

[畑中栄和総務課長 降壇]

湯浅亮議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。7番、菊地議員。

菊地康雄議員 最初の予定よりも相当に減額された今回の契約金額ですけれども、減額された理由についてお聞きしたいと思います。

湯浅亮議長 畑中総務課長。

畑中栄和総務課長 お答えいたします。

ご指摘のように最初に業者から見積りをいただいて、それを参考に予定価格を作ったわけですが、入札の結果は約400万円ほど下がっております。

なぜ、そのように下がったのかということなんですが、具体的には私たちとしても不明であります。結果として、町としては安く購入できたので、喜ばしいことなのかなというふうに思っております。

湯浅亮議長 7番、菊地議員。

菊地康雄議員 私といたしましては、今回のこの金額が高いのか安いのか、周辺の機器あるいは保守料等が入っていますので、はっきりと高い安いの判断はなかなかつきかねるわけですけれども、いろいろ先生がたの要望等を耳にしますとですね、やっとな線に落ち着いたのかなという気がしないでもありません。

ということは、最初に出てきた金額というのがですね、要望からかけ離れたというのかな、最初から幅を持たせた、利益の上乗せされた金額ではなかったのかと、疑わしき内容ととらえかねない部分もあるんですけれども、高くなったわけではなくて、安くなったわけですからともに喜ぶたいなと思えます。

ただその現場の声の把握について、問題がなかったのかどうか、その辺、最後に聞きたいと思います。

湯浅亮議長 加藤学校教育課長。

加藤健治学校教育課長 現場の声の問題でございますが、先日、議員協議会の中でもご説明申し上げましたとおり、一度仕様について示して、それから学校のほうの実際にいちばん詳しい先生との協議の中で、了解をいただいたというふうに考えてございます。

湯浅亮議長 2番、藤井議員。

藤井友幸議員 1点ほどお伺いしますけれども、購入後のアフターサービスと申しますか、保証期間とかあると思いますけれども、それはどのようになっているかお伺いしたいと思います。

湯浅亮議長 加藤学校教育課長。

加藤健治学校教育課長 この資料の中のいちばん最後のほうに、その他で載ってございますが、1年以上の無償保証期間ということで付けさせていただいてございます。

湯浅亮議長 15番、黒澤議員。

黒澤誠議員 この指名競争入札には何社が加わって行われたのか、お知らせ願います。

湯浅亮議長 畑中総務課長。

畑中栄和総務課長 お答えいたします。

町内業者6社でございます。なお、そのうち辞退が1社で、無断欠席が2社ございましたので、実質3社で執り行っております。

湯浅亮議長 2番、藤井議員。

藤井友幸議員 そのアフターですけれどもね、購入先がマル三相馬商店ですけれども、その実際にトラブルが起きた場合にですね、その購入先から来るのか、さもなければ別な、基本的にいいますと買ったところが責任を持ってアフターをする。売ったところがですねするんでしょうけれども、その辺はどのようになっているのか。

湯浅亮議長 加藤学校教育課長。

加藤健治学校教育課長 細かい仕様の中で、故障が発生したときに、納入業者に対して、通報するわけでございますが、3時間以内に対応するようにということで示しをしてございます。

湯浅亮議長 ほかに。

(「なし」の声あり)

湯浅亮議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

湯浅亮議長 討論はないようですので、これから議案第52号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

湯浅亮議長 挙手全員であります。

よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第53号 平成12年度新得町一般会計補正予算

湯浅亮議長 日程第4、議案第53号、平成12年度新得町一般会計補正予算を議題

といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。鈴木助役。

[鈴木政輝助役 登壇]

鈴木政輝助役 議案第53号、平成12年度新得町一般会計補正予算、第2号についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ368万7千円を減額し、予算の総額を79億4,306万8千円とするものでございます。

5ページ歳出をお開き願います。

2款、総務費で今回の一連の問題に対する処分に伴い、特別職3名及び関係した職員2名分の、給料及び期末手当を減額するものであります。

4ページ歳入に戻りまして、16款、繰入金では、今回の補正に伴う財源調整として、財政調整基金繰入金を減額しております。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議をお願いいたします。

[鈴木政輝助役 降壇]

湯浅亮議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

湯浅亮議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

湯浅亮議長 討論はないようですので、これから議案第53号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手多数]

湯浅亮議長 挙手多数であります。

よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

閉会の宣告

湯浅亮議長 これにて、本議会に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。

よって、平成12年定例第2回新得町議会を閉会いたします。

(宣告 10時15分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員